

令和 7 年第四回定例会

八丈町議会議録

令和 7 年 12 月 15 日 開会

令和 7 年 12 月 15 日 閉会

八丈町議会

令和7年第四回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月15日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
台風第22号・第23号災害の現状総括	8
承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
承認第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
承認第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
承認第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
承認第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
承認第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	83

議案第 74 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 75 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第 76 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 77 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 78 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 79 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
発議第 8 号の上程、説明、採決	92
承認第 21 号の上程、承認	93
総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	94
経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	94
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	95
議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	95
閉議及び閉会の宣告	95
署名議員	97

八丈町告示第25号

令和7年第四回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年12月8日

八丈町長 山下奉也

1 期 日 令和7年12月15日（月）午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	淺沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	沖山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

不応招議員（なし）

令和7年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年12月15日（月曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 台風第22号・第23号災害の現状総括
- 第 6 承認第14号 専決処分事項の報告及び承認について（令和7年度八丈町一般会計補正予算（第4号））
- 第 7 承認第15号 専決処分事項の報告及び承認について（令和7年度八丈町一般会計補正予算（第5号））
- 第 8 承認第16号 専決処分事項の報告及び承認について（令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第3号））
- 第 9 承認第17号 専決処分事項の報告及び承認について（令和7年度八丈町病院事業会計補正予算（第1号））
- 第10 承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について（令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算（第1号））
- 第11 承認第19号 専決処分事項の報告及び承認について（令和7年度八丈町一般会計補正予算（第6号））
- 第12 承認第20号 専決処分事項の報告及び承認について（令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第4号））
- 第13 議案第68号 令和7年度八丈町一般会計補正予算（第7号）
- 第14 議案第69号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第70号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第71号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第72号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第5号）

- 第18 議案第73号 令和7年度八丈町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第74号 令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第75号 八丈町監査委員条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第76号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第22 議案第77号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第78号 八丈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第79号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合規約の変更について
- 第25 発議第8号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）において災害対応施策の具体化を求める意見書
- 第26 承認第21号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）
- 第27 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第28 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第29 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第30 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
-

出席議員（12名）

1番	真田 幸久君	2番	浅沼 隆章君
3番	奥山 幸子君	4番	浅沼 清孝君
5番	山下 則子君	6番	金川 孝幸君
7番	沖山 昇君	8番	岩崎 由美君
9番	浅沼 碧海君	10番	山下 巧君
11番	浅沼 憲春君	12番	山本 忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下 奉也君	副町長	山越 整君
公営企業管理者	奥山 勉君	教育長	大澤 道明君

企画財政課 課長	金川 智亜樹 君	総務課長	高野 秀男 君
税務課長	山下 進 君	住民課長	小野 高志 君
福祉健康課 課長	菅原 宏幸 君	建設課長	櫻庭 郁也 君
産業観光課 課長	大澤 知史 君	企業課長	菊池 拓 君
企業課幹 主	岡野 豊広 君	教育課長	田村 久美 君
消防長	堀本 敏彦 君	病務院長 事補企財政 院佐画課長 務課長	菊池 裕介 君
産業観光課 業課長 産業係 総務課 務係 庶務 主	廣瀬 悠志 君	佐財政 教財政 生涯學 住民關係 医療年金 係長	佐々木 奏 君
教育課 庶務係 長	土屋 巧 君	鈴木 進吾 君	
	菊池 和樹 君	米田 真理 君	

事務局職員出席者

事務局長	高橋 太志 君	書記	浅沼 紀子 君
書記	佐々木 大翔 君	書記	藤井 佳孝 君
書記 (録音)	水野 涉人 君	書記 (録音)	坂田 淳 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、令和7年第四回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に、6番、7番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より12月17日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、議長報告及び議員の派遣結果報告についてですが、お手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

陳情書1件については、12月8日開催の議会運営委員会において審議の結果、議員配付することに決定いたしましたので、配付いたしました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長、お願ひします。

○町長（山下奉也君） おはようございます。

9月定例会以降の私の日程を報告いたします。

8月28日ですけれども、一部事務組合の決算審査、私は監査委員になっているものですから、決算審査と定期監査を行っております。

29日は、HATの取締役会に参加しております。

9月2日ですが、国交省、また農林水産省に、東海汽船の関係の作業員の不足とか、欠航になった場合の代替船とかの島嶼町村会関係の要望に行ってまいりました。その後は、港湾整備振興大会。

22日からは、南大東島を訪問しております。

29日には、福祉保健局へ要望に行ってまいりまして、これは、町立八丈病院の産婦人科で来年から島内出産ということになっていることで、いろんな支援をしなければならないということを要望に行っております。

また、11月28日ですが、台風災害の人員派遣等のお礼に総務局長に面会してございます。

また、その後は、離島航空路地域協議会、これは全日空の赤字路線の東京都の補助の査定等の協議会に参加してございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 報告が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

続いて、副町長、教育長については配付のとおりです。

朗読を省略し、質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 以上で行政報告を終了いたします。

◎台風第22号・第23号災害の現状総括

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、台風第22号・第23号災害の現状総括について報告いたします。

副町長。

○副町長（山越 整君） おはようございます。

皆さんのお手元に、多分3つ、3種類お配りをしてあると思います。ホチキス留めが3種類です。

ちょっとお話の順番としては、まずは、縦の災害救助法事業というやつが1つ、それから、もう一つが、今度はいつものお話をさせていただいている、被災者の生活再建支援法の関係の、今度、A4の横のやつが一つ。それから、もう一つが、今回、専決が2つ、それから、12月の今回の補正予算が1つあるんですけども、それぞれの災害関係のポイントがまとまつたもの、これをホチキス留めしたもの、この3つになります。お手元に配付、順番に、まずはご覧いただくんすけれども、ご覧いただく前に、ちょっと今の現状のところからお話をしたいと思います。

多分、議運のときにも議員の皆さんから、我々がこの防災服をいつまで着るのみたいなお話をあったと思うが、防災服をいつまで着るというのは、当然、災害の対応の問題が先ですので、災害の対応しているということで防災服を着ているという部分、我々はやっております。

一応、今も災害対策本部会議を週2回やっています。今日は議会がありましたので、ちょっと飛ばしましたけれども、月曜日と金曜日、朝の8時半から、月曜日はその週のポイント、それから金曜日はその週の実績、そういうところを確認しながらやっております。

今、我々が一番のポイントにしているのは、やはり水です。先週から、坂上の温泉、通常営業ということで、時間も夜、普通の時間どおりやるようにはなっていますけれども、坂上の水に関しては、温泉ができるようになったような状態なので、何とか水量的にも確保しています。ただ、問題は坂下です。

今、皆さんのことから蛇口をひねれば基本的にはちゃんと水が出るような状態にはなっていますけれども、まだまだ町のホームページでも一般的な節水をお願いしている状況にあります。

前回の全協のときにも企業管理者が説明したように、今、我々がやろうとしていることは、大川の水源からの導水管の増強をしようとしています。これがなかなか、いわゆる導水管の材料の確保、こういったものの品薄の問題も当然ありましたけれども、ちょっと我々、難航しまして、昨日、おとといになりますけれども、東海汽船さん、七島海運さん、無理言って、ちょっと臨時便を出していただきまして、材料の搬入、土曜日に到着しました。これから今週と来週に向けて、大川水源の導水管の増強という工事に入りまして、来週のところで、それがうまくつながって、大川浄水場にその水が行って、うまい具合に水がつくれれば、年末年始の水の需要に何とか答えられるんじゃないのというのが今、我々の状況ですので、我々としては、いわゆる応急復旧、こういったところは、やはり水の安定供給に向けた一段落がつく、多分、来週いっぱいだろうなというところで災害対策本部の会議をずっと継続しているところです。

いわゆる町の内部の体制としては情報連絡体制というのを組んでいますので、一応、来週いっぱいは、我々、その体制で、イコール防災服というふうな形で対応させていただくというのが今の体制的な現状になります。

それから、全協のときも事あるたびにご報告していますけれども、やはり今度は住民の方たちが、いろんな生活再建も含めて必要になってくるというところでの罹災証明のお話です。

罹災証明、先週の10日時点、12月10日水曜日ですね。水曜日が週の締めの数字が出てきますので、12月10日時点のお話になりますけれども、調査、これ大きな被害がなかったところを除いて調査をした件数が988件というところになります。この988件に対して罹災証明を発行したのが821件という、こういった数字になりますので、大分、調査、それから発行のペースも落ち着いてきたかなというところになります。

もう既に、この間もお話ししましたけれども、この1階の町民ギャラリーでの罹災証明の発行の窓口は、今は相談室と税務課のカウンターに移していますけれども、相談室でやる受付も今週末、19日までというふうに今は予定をしております。東京都の派遣の方もそちらに詰めていただいて罹災証明を発行しているんですけども、19日まで罹災証明の、体制的には相談室も設けての発行は19日まで。来週以降は税務課のカウンターで発行するという、こういった体制の移行が今、予定をされております。

それから、あと町のホームページにも先週でしたかね、出しましたけれども、後ほども出てきますけれども、災害救助法で緊急の修理をしましょうという、そういうメニューがあります。これブルーシートをトントントンと張るという、こういったやつで、上限5万3,900

円というやつなんですが、これが一応、災害救助法というのは基本的に期限が区切られています。それをちょっと延長、延長で今やつてはいるんですけども、受付を来年の1月9日までというふうにさせていただこうということで今、考えております。今のところ、ブルーシート関係、実績的には108件の申請、そういう状況にあります。

それから、もう一つ、ホームページで出したのにご案内がありましたけれども、今日、ちょうど12月15日の午後14時からと、それから17時からになりますけれども、商工会の研修室で、認定農業者の方々向けに、いわゆる、後からまた出ますけれども、施設の整備の補助金の説明会をやるというふうになっております。もうどんどんやれることをやっていかないとというところで、対象者が200人ちょいぐらいの、たしか人数だったと思いますけれども、今日、商工会の研修室で2回に分けて。対象者の方には個別に通知をお出ししております。その方たち向けの説明会が行われるという、そういう状況になります。

それから、あと、前にもご報告していますけれども、末吉の関係です。土石流ということで、本当に今まで経験したことがないような状況になったというところで、その方々に支援金をお配りするというのも今、個別に手続が進んでおります。年内にうまい具合に支援金が届くようにということで、その作業も進めていると、そういう状況になります。

それから、あと、先ほど議会事務局長からお話をありましたけれども、ムービングハウス、6世帯分です。コンテナが3つ、コの字に形を整えて、それで2世帯分になるんですけども、コンテナの数としては、三三が九ですかね、9コンテナ、コの字に並んで、それが1つのユニットが3つ並んでいるような、そんなイメージになりますけれども、これ今日、12月15日の15時に東京都さんがプレス発表します。

プレス発表しますので、ちょっと詳細な話が、やはりプレス発表に合わせなければいけないというのがありますので、先ほどご案内のように、18日の14時から、議員の皆さんとうちの管理職の内覧ができるかなという、そういう予定なんですけれども、先ほど、もし修景美化の方たちというのであれば、ちょっとプレス対応の問題もあるので、プレス対応と14時までの間のどこかにできるのかなというところで今、調整ができるいいかなとは思っていますので、前のほうがいいのか後のほうがいいのか、ちょっと東京都の担当の課長さんがいらっしゃっていろいろな対応がありますので、そこの時間調整で今お願いしています。

一応、そんなような状況が今、進んでいるというふうにご理解をいただければと思います。

それでは、配った資料ということで、まずは縦の災害救助法の関係ということにします。

災害救助法、この間もちょっと全協でお話ししたと思いますけれども、基本的に我々、災

害が発生したときに、国が災害救助法を適用しますよというのが東京都経由で下りてくるんですけれども、災害救助法が10月8日に適用されました。10月8日に適用されたと同時に、災害対応の実施主体が我々から東京都にまいります。ですから、この災害救助法の関係で実施をする主体は東京都さんです、まずは。

今ここにメニューが書いてあります。このメニューが書いてありますけれども、メニューが書いてある中で、それぞれはすごく細かく、どういうことをやるかというのは、また細分化されているんですけれども、その中で、実施主体が東京都さんなんですけれども、八丈町が、いわゆる現場として事務の委任ですよね。事務を頼むねということで委任を受ける部分と、そのまま東京都さんがやる部分といろいろです。でも、これ今、メニューの項目だけ載せてありますので、一応これだけの中で、線を引いてあるのは、ちょっと今回、予算要求していませんよというやつなので、線を引いていない部分が専決であったり、今回の12月の補正で予算要求していますよというふうなメニューだというふうにご理解いただければと思います。

1枚めくっていただきますと、今度はA4横になります。

先ほどの縦の表から予算を要求しているものだけを今度は抜粋してあります、まずは。予算要求しているものが、上から避難所の設定だとか、応急仮設住宅の供与だとか、いろいろな項目があって、それぞれを10月9日の専決、これ後ほどまた議案で出てきますけれども、10月9日に予算の組立てをしたもの、もしくは10月31日にも専決しましたので10月31日に専決をしたもの、そして12月の今回の後ほどの議案に出てくる補正で予算を計上しているものというのをうまくまとめてみた表になります。

ですから、例えば、一番上の避難所の設定というところでいくと、10月9日の専決で140万6,000円予算組みました、10月31日で600万組みました、今回の12月の補正で200万組んでいるので、避難所の設定という部分でいくと、総額、今時点ですけれども、940万6,000円組みましたというのがこの表の見方になります。中身はということで、今、予算科目とかでやっていますけれども、大体こういった科目を組んでいますよという、それが総体的に見られるようになっている表というふうにご理解いただければと思います。

一応、今ここに書いてあるのは、いわゆる災害救助法の国の制度ですよということで、東京都さんが実施主体、八丈町が事務委任を受けて、国と東京都と八丈町の間でいろんな調整をしながら金額の是非をいろいろ調整して、数字的に出てきているのがこの表の中というふうにご理解いただければと思います。

ちょっとこの表の、今度、下にも二段書いてあるんですけれども、ちょっと今度、これは、国の、本来であれば災害救助法のメニューに項目としては合致するんですけれども、国では出しませんよというやつがありましたので、その部分に関しては、町であったり東京都さんということでの予算組みを今回してありますというのがこの2つになります。学用品の関係と住宅の応急修理というのがあります。

この住宅の応急修理の5,370万というのがありますけれども、これは12月の、ですから、後ほど補正予算の中で出てきます。これは、今ちょうどやっている東京都の定例の議会に補正予算として上がっている部分、これを当然、町もこれに準じて補助を出していくという考え方になりますので、それを予算化するために5,370万円というのを組んでありますという、そういう表になります。

これが災害救助法関係というところの部分になります。

続きまして、今度は生活の支援の関係ということでの表になります。

これもう毎度のお話ですけれども、ガイドブックの5ページに書いてある生活再建の支援の表を金額の増額や上乗せ、それからメニューの項目を追加していくのが横出しということで作ってある表になります。

1枚目のところの、まず、いわゆる生活再建の関係で、国の制度と都の制度があって、右から2番目のところに町の制度ですよというのがあります。

先ほども言ったように、いわゆる家屋の関係で、全壊になっちゃった方、国の基本的な制度といったときに、基本的なお金が100万円もらえて、これに加えて、それぞまた加算金が加わってくるわけなんですけれども、東京都さんが空白になっているところは都としての制度はありませんよ、でも、町としてということで、今後、独自で予算を組みましたよというのが八丈町被災者再建支援事業ということで、例えば、住宅の建設とか購入をするような世帯さんには300万円ですよとか、補修するときには100万円ですよとかというのの、いわゆる上乗せをしようというのがこちらのメニューになります。いわゆる中規模半壊であったり半壊の方たちも含めて、こういった形で町の独自メニューを上乗せしたいというふうに思っています。

それから、その下の土石流の関係は、この間からご説明している、今度は横出しの話になりますので、国も東京都も制度がありませんので、町の単独の横出しということで、こちらのほうには載せてあります。

それから、今度は、いわゆる水道料金の関係です。この間の全協では、町のほうでもお知

らせしてあって、12月の使用料は、まずは無料にしたいと思っています。それから、今後の方針としては、年度末まで、1月から3月の使用分まで無料にしたいと思いますよと言っていたのを今回、予算化したというところで、ここに書いてあるように、12月の使用分から来年の3月の、ここには利用分と書いてあります。利用分までの予算を我々、横出しということで計上させていただいております。

それから、その下の今度、3つあります、タイトルとしては八丈町産業・観光再建支援金ということで、それぞれ対象が農業の分野であったり、水産業の分野であったり、観光商工分野ということで、それにこれから再建に向けて支援金ということで考えたいなとうふうに思っております。

多分、議運のときに、ここのご説明でいろいろあったかと思いますけれども、予算組みの段階では、1件当たり30万円ということで、それぞれの分野の件数の予算組みをしているというのがこちらのところになります。

そして、今度、次のページのところは、タイトル的には事業再建関連補助事業一覧というふうになっていますけれども、これがまさに今の東京都さんの定例会に出されている補正予算とかにひもづいて町がやる部分であったり、今までの東京都さんが出すよということでやつていただいている部分とか、そこら辺のところを整理した形になります。

まず、農業者関係でいくと、山村離島が2種類ありますけれども、施設の関係であったり、それから、いわゆる肥料とか、そういった関係とかということで、ちょっと分けてあります。それで、一番上のほうは、山村離島施設整備事業補助金ということで、中に書いてあるように、いわゆるビニールの資材であったり、肥料だったり、種苗、そういったものが東京都さんで組む補助、これに町が上乗せをして、それぞれの方たちの負担が軽減されるようにしたいという考え方での予算組みになります。

というのは、東京都さんが考えているこの補助金の考え方は、まず、東京都さんが80%補助しますよ、財源の80%補助しますよというのが東京都さんの補助の考え方です。次に、町が上乗せをしようとしているのは、町が10%を補助しますよということです。そうすると、受益者負担は10%、ですから、1割負担という形になりますよというのがこの補助の制度の仕組みにしてあります。

これは、この間の全協のときにもお話したように、ちょっと関係機関の方たちとのお話の中では、やはり受益者負担ゼロというのはどうだろうねという、そういったお話がありましたので、我々としては、ゼロというののご希望があればでしたけれども、やっぱり関係機

関の方も、そういうような話であれば10%は負担していただくという仕組みにしましょうというところで、ここに書いてあるように、東京都さんの補助に上乗せをして、受益者の負担が1割になるようにというような形で予算組みをしてあります。

この2番目の山村離島のほうが、これ施設のほうになりますけれども、まさに先ほどお話しした、今日、説明会をするほう、施設のほうの補助のメニューになります。こちらも同じように、東京都さんとしては80%補助になりますので、我々町が10%を上乗せして、受益者負担が10%というところで予算組みをしているというふうになります。

それから、3番目が、災害復旧資金融資等利子補給事業というのがあります。これは、いわゆる利子の補給になるんですけれども、今、農業の分野でも水産でも漁業でも商工業でも、いろんな融資があります。その融資の、いろんな条件にもよりますけれども、基本的には東京都さんが、ここに書いてあるように、利子の3分の2を東京都の補助として出しますよという、そういう仕組みなんですが、町は、この点については3分の1を補助して、いわゆる借りた方に関しては、利子ゼロという形でいけるようにというふうにしようと思ってのメニューになります。

それから、次が、もう一枠あって、今度、検討中というふうになっていますけれども、これやるかやらないかの検討ではなくて、やるんですけれども、やる中身の、ちょっと詳細な検討を東京都さんと詰めなくちゃいけないとか、町の中で詰めなくちゃいけないですという、そういう意味の検討中です。

東京都さんとしては、今回の補正予算で上げています。まだ町としては、どういうふうになるか分からぬといいうのがあって、一応、東京都さんの補正予算の中で、いわゆる地域の企業の再建の支援事業という、これかなり大きな事業があります。1件5,000万円上限で、5,000万円に関して、事業者さんがこれから再建のためにということでいろんな形で使っていただこうといいうのがあるんですけれども、この関係と、それから、あと今度は、いわゆる雇用の関係の話の部分があります。

ただ、ちょっとこれ、両方とも産業労働局さんの補正予算の部分なんですけれども、ちょっと我々としても、まだまだ産業労働局さんと話をいろいろ、我々もそうですし、それから島の中のいろんな現場の声をもう少し吸い上げていただいて、せっかくのつけていただいた予算をうまく使えるように、そういう形を考えていますので、ちょっとその意味も含めて、我々のほうでも検討中というのがついています。

この上のほうは施設の話なんですけれども、ちょっと今、話に聞くと、下の雇用の関係の

補助金を使うためには、施設が壊れていないと補助金が使えないとか、何かどうもセットのメニューがあるようなお話もあるので、我々としては、セットのメニューをどういうふうにするかの問題もそうですし、それから、この雇用ということに関しての、いわゆるどこからの雇用の話をこういった補助の対象にするのかと。被災しちゃって直後、一番大変なときの話も、本当は現場の事業者さんとしては大きな問題で、被災直後に、いろんな資金繰りの問題も含めて従業員さんがなかなか雇用に結びつかなかったみたいな、そういったところの部分を含めて、ちゃんと隅々まで現場の声が届くような形で調整していかないといけないんだろうなというのがこちらの話になります。

これ以外にも、まだここには載せていませんけれども、ほかの部分でも東京都さん、補正予算に上げているやつで、直接我々のところに下りてこない予算なんかもありますけれども、そこら辺も産業労働局さんとちょっと打合せをしながらやっていかないといけないかなという部分になります。そういう意味での検討中であります。

それから、あとは、一番下のところになりますけれども、これ災害廃棄物の関係で、いわゆる公費解体のところです。

町としては、国の補助金にひもづきして、公費解体、これ基本は全壊ということで、これ住家も非住家も含めてですが、公費解体というのはやっていきたいと思っています。もう既に今もうちの住民課のほうで相談とか、そういった内容の詰めをしていくので、ここは、詳細の運用の部分、決まり次第、また予算計上して、早く動けるしたいなというふうに思います。

というのが、この今の生活再建関係を含めてのところになります。

最後のホッチキス留めになりますけれども、先ほど言った10月の専決2本あります。それぞの、例えば1枚目が10月9日の専決のときのポイントでということになりますけれども、もう基本的には、10月9日時点でのポイントは、どんどん前の前の災害対応でやっていかなくちゃいけないやつと、どういう形で予算化するかということで専決を組ませていただきました。

災害復旧であったり、その災害復旧の中には、町道、農道の応急復旧も、いわゆる応急しかできませんので、応急のときの費用だったり、それから、あとは水道の関係が大変でしたので、水道への繰り出し、それから、あとは避難所であったり、物資、そういったもの、それから、あとは災害の廃棄物の関係の予算立てをしなければいけないということで、この10月9日に関しては11億8,500万という一般会計の補正を組ませていただいたというのがこの

総括になります。

2枚目が、今度は10月31日になります。10月31日の時点のやつというところでいくと、先ほどもお話しした生活再建の支援の部分、こここのところで、いろいろな貸付けも含めてですけれども、それから、あと12月分の水道料金のところ、それから農業の関係、先ほどのビニールだったり、肥料だったり、それから、あとは、この間もご説明したような復興計画、とにかく早めの段階でつくっていくということで、やっぱりこれお金かけないとなかなかできませんので、復興計画730万とか、そういったところ。それから、緊急とか応急、これ緊急というのはブルーシートの話なんですけれども、あとは応急というのはブルーシートぐらいの話ではなく、ちゃんとではないんですけれども、応急的に修理をするときのためのお金というものを組ませていただいて、また追加で災害の関係で組ませていただきました。

これで、10月31日時点では6億6,800万ということでの専決の補正予算を組ませていただいたというところになります。

今度は、3枚目が、これから12月の補正予算の中に入っていますということで、これが、いわゆる災害の関係を抜粋したというところのものになります。

先ほどの生活再建といったところでいくと、水道料金、これが今度、12月まではもう予算化しましたので、1月から3月分の予算化であったり、農業の関係でいくと、先ほどの支援の関係、それから、あとは農業、水産、商工の八丈町産業・観光再建支援金という、そういったところの補助、それから、あとは災害対策の関係と追加の応急復旧のお金であったり、いろいろなところの公共施設、これはもう公共施設のほうは、いろいろと発注をしていかなければいけない、これ、いわゆる災害査定とかも含めて、いろいろまた今から、災害査定も今週、来週とか、いろいろ作業が進んでいますので、そういった部分を含めてのお金というのを組ませていただいたと、そういったところになります。

これで、今回、12月補正が6億8,400万ですかね、こういった補正を組ませていただきましたという、そういうポイントを抜粋した表がこの3枚になります。ですので、これから専決が2本あって、補正がありますけれども、ポイントはこれだということで、これと見比べながら、それぞれの予算、予算書はかなり細かく書かれていますので、やはりこれをポイントも含めながらご覧いただいてというふうに思います。

現状のお話は以上です。

○議長（山本忠志君） 報告が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、2枚目の事業再建関連補助事業一覧というのなんですか
れども、先ほど副町長の説明だと、緊急雇用支援事業が、まだこれは施設が壊れていないと
駄目だという話だったと思うんですけれども、これ結構、断水のためにお店ができなかつた
りとかしてお休みされていたところもあるんですね。それに、あとやっぱりお店が壊れちゃ
って、もう10月に壊れているわけですから、10月、11月、12月と、お店をやられていなければ、
雇用のほうも、そこで働かれているアルバイトの方とか、こればっかりは早く何とかし
ていただかないと駄目だと思うんですけれども、まだこれ産業労働局のほうと調整ができな
いとなると、いつ決まるんでしょうか。そのスケジュールというか、分かったら教えていた
だきたいんですけども、一日も早くやっていただきたいと思いますが。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 前から言っているように、まずは東京都の補正予算、今回、皆さん、
お気づきと思いますけれども、普通であれば、東京都の補正予算通らないと八丈町の補正予
算に上げるということはまずしません。でも、ちょっと今のご質問のやつは違うんですけども、
ほかのやつで、東京都がもう予算、当然、公表しています。東京都とある程度の話が
ついているやつに関しては、変な話、特例みたいな形で八丈町の補正予算に上げてオーケー
ですよということで東京都からオーケーをもらって今、上げているものがあります。

先ほど言ったように、今の雇用の関係は、まだまだ我々と産業労働局さん、特に産業のト
ップさんも当然のごとく、補正予算が通っていない時点の話なんですけれども、産業労働局
の中いろいろな部署があります。

実は、明日、産業労働局さんの観光のほうがいらっしゃいます。観光のほうは、話はある
程度して、我々のお話もそうですし、それから、現場の観光関連、観光協会も含めて、現場
の声をうまく、また要望させていただいて、補正予算が東京都、通ったときに、がっちり決
められちゃうと、もうにっちもさっちもいかないんですけども、我々としてもせっかく予
算的についていただいたお金をうまく現場に合わせて使っていかないと、せっかくの予算で
すので、また別の予算を要望しなくちゃいけなくなるのですから、そこら辺のところを、
もう今週、来週とかでやっていくという、そういうような状況の中の話です。

ですから、一日も早くというのは、我々も思いは一緒ですので、そのところでうまく調
整ができ次第、今の雇用の関係は12月の補正に上げていませんので、いわゆる専決とかで、

またやらせていただきたい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 2枚目のやつなんですけれども、町制度の創設と、次のページの事業一覧の中で農業についてなんですが、先ほど施設の補修については、認定農業者対象の説明会があるというお話があったんですが、これについては認定農業者に限られているんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） こちらについては、認定農業者、認定新規就農者と個別の部会に入っている方とか、そういうことも含まれております。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） ちょっと分かりにくいんですけども、個別の部会というと、あと、専門的に農業をやっていない事業者が多いと思うんですよね。その中で、認定農業者の割合とか分かれば、併せて教えてください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） まず、認定農業者、認定新規就農者で大体120、30おります。部会というのは、農協のロベ部会とかいろいろあると思うんですけども、そこの部会に入っている方で、そこから、ある一定の生産がある方を選んで出していく形になります。

○議長（山本忠志君） 6番、よろしいですか。

○6番（金川孝幸君） 認定農業者の数は分かるんですが、全体の割合とかは分かりますか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 今回の補助の対象が、一応213名となっております。ですか、認定農業者とか認定新規就農者を130だとして、残りの80名とか、それぐらいが今回の、取りあえず対象となっています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

5番。

○5番（山下則子君） 今のところでちょっとお聞きしたいんですけども、2枚目の町制度の八丈町営農再生支援事業補助金のところで、台風で損壊した生産施設及び倒木等の撤去と書いてあるんですけども、やはり高齢の方方が自分のロベ畑とか、小さいながらもロベを切って出している、そのロベ畑に倒木があった場合の倒木の撤去費用というのも含まれるん

でしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 今回の補助事業は、今言った213名ですか、こちらが対象になりますので、まず、やっぱり補助事業で予算にも限りがあるということで、今回、人数のほうは選定している状況ですので、そこの、誰でも彼でもというのでは、この事業はないということです。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） 年金のほかにロベを切って生計の足しにしている高齢者というのは、把握できないということですか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 把握できないというか、今回の補助の対象が、あくまでも認定農業者と、先ほど言った部会に入っている、ある一定の生産量がある方となっております。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） すみません、何回も。

そうすると、八丈町ってそういう高齢者の方がロベ等を切って、じゃなかったら、ほかの切り葉の生産とかで、やはり切り葉生産日本一というのに貢献していらっしゃると思うんですけども、そういうところの方が補助対象から外れてしまうというのは、やはりそういう方のほうが大変ではないかなと思うので、何とか考えていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） あくまで今回の補助事業ということで、今おっしゃったように、我々もどんどん裾野を広げていきたいという考えは当然ありますので、来年以降にだんだん対象者を緩くしていくというんですかね、そういう感じで考えてはいるところなんですが、どこまでできるかという話というところです。

（山下議員「よろしくお願ひいたします」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 今の2ページの家屋の解体なんですかね、これはもう既に解体してしまった方も対象ということでおろしいでしょうか。それとも、これから解体ということなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 住民課でございます。

公費の解体事業、それと、公費解体と同じく全壊が対象なんですが、自費解体の費用償還ということを行っております。自分で解体したものに対しては、その解体費用を町のほうからお返しするという制度を公費解体と同時に進めております。

現在、この自費解体で解体費用を町からお返しするという、そちらのほうはもう既に、二、三軒、解体に取りかかっているというところがございます。こちらのほうは、あくまでも事前に、この事業を使いたいということで、こちらのほうにお問合せをいただいた方に対して、なかなかこの事業、査定が厳しいところがございますので、きちんと建設業者と契約をして、そこから出た廃棄物を指定されたところにきちんと持っていく、また、その費用も基本的に公費解体と同じ分しか出ないということですので、公費解体の費用というのは、公共事業で建設工事、土木工事をやるときの、いわゆる町単価というもので計算をした費用分を上限として解体費用を出しますということでやっておりますので、必ずしも満額出るということではないんですけども、そのような、もう公費解体の開始を待ち切れずに自分で先に壊したいという方に対しては対応をさせていただいております。

ただ、もう自分で壊してしまったよと、写真も何も残していないんだという方に関しては、ちょっと厳しいですね。そのあたりにお金を後から返すということは厳しいんですけども、ただ、災害廃棄物、普通に家を解体しますと、ごみ処理だけで100万、200万かかります。そのところは、災害廃棄物として、我々のほうで無償で受入れを行っていますので、そのあたりで公的に補助をしているというふうに見ていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 災害救助法事業に当たるのかなと思うんですけども、この5番のところ、被服とか寝具の生活必需品の給与とかとあるんですが、多分、これは災害を受けて家が被災したということでの、例えば、生活に必要なもの、布団だと、ほかのものが使えなくなったというものに対して、申請があった方にお配りするものなのかなと思うんですけども、それが、実は私もちょうど希望があったものを見させていただいたことがありました。それが11月の、たしか中頃、12日か13日ぐらいだったような気がするんですが、これが、布団とか、新品のものが、鍋とか、いろんな道具類がありました。ただ、これが、実はまだ

配れないんだという話をちょっと聞いたんですが、これなぜなのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） こちらについては、まず対象者が、罹災証明、半壊以上の方ということで、まずその方に申請書をお渡しして、希望を取っているわけです。11月28日までは、これは東京都が契約をした業者で今やっている状況です。

届いていないのは、もう発注はされているんですけれども、まだ島に届いていないといいますか、あと、まだいろんな書類がありますので、それが全部そろっていない状況なので、全部そろった状態で届けているということで、今やっているところです。

ちなみになんですけれども、申請が68件、島内で配っているのが27件です。実際に、物が届いているんですけれども、一部、物が届いていないとか、そういったものもあります。だから、そこは全部そろった状態で相手に届けて、ちゃんと検品して受領書をもらうという手続やっていますので、そういうことでちょっと遅れているという状況です。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） 注文した、お願いをしたものが全部そろわないと配達ができなかったということなんですかね。

実は、布団が結構あったんですね、マットレスとか。もう11月半ば過ぎて、11月末になれば、やっぱり寒くて大変な思いしているんじゃないかなというので、そういったものだけは先に配るという方法ができなかったのかというのがちょっと思ったものですからお伺いしました。

できれば、待っている方、いらっしゃると思うので、一刻も早く配っていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長、いかがですか。

○産業観光課長（大澤知史君） 足りないものについては、一応、東京都にすぐ連絡して届けてもらうように思っております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） こここの今のお配りいただいた資料とは直接は関係ないんですけども、災害関係のことで、50年台風で大きな被災したときの、その次の年に報告書という記録が出ているんですね。今回も、こういういろいろな、様々な状況、あるいは各支援と、そのようなことをいざれまとめておかないと、記録に残しておかないといけないかなと思うんで

すが、もちろん防災計画を立てて、そういうことの記録については、時間がたつてしまうと記憶も薄れしていくので、今後どのような形で考えていくかについて教えてください。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） この間の全協でもお話ししましたけれども、我々、記録もちゃんと取ってあると、その記録のまとめの作業も片方、一方では進めています。

ただ、この間からのお話のように、総括的な記録の部分と記録史として残す部分と多分2つあると思っていますので、そのところの同時作業は今、進めてあります。

それから、あともう一つ、第三者の委員会をやらなくちゃいけないんだろうなというのは当然あるんですけども、それもどの時点でやるかというところがますあります。我々としては、先ほどからも言っていますけれども、まずは今、応急復旧の状況の中での話ですから、今できるのは、先ほどの七百何十万かの予算をお願いしての復興計画、まずは内部での復興の計画を立てて、これをうまい具合に載せていくというのが今、我々の目の前の仕事だと思っています。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） それでは、2番、どうぞ。

○2番（浅沼隆章君） まず、この概要と補助事業の内容をまとめていただき、ありがとうございます。

事業再建関連補助一覧のほうの検討中の部分になるんですけども、先ほど公費解体については、もう前もってやってしまったものに関しては写真等もないとなかなか難しい、確かにそうだと思うんですけども、その話を受けたので、ちょっと要望させていただきたいと思います。

観光・商工業のほうの地域事業再建支援事業、今、検討中で、予算を検討と、都議会のほうでされていると思うんですけども、この内容、補助対象経費、未確定ということで今からお話しになるということになっていると思うんですけども、まず、今もうこの1か月、2か月も過ぎてきますと、いろいろ事業者さんも結構もう補修したり改修したり等して、直しているところがたくさん出てきていると思います。

例えば、そのときに、本来であれば、やっぱり災害を受けたわけですから、写真等を撮っていただいて、それを見せれば証拠になるということもあると思うんですけども、まずは、一番初めに言いたいのは、今直してしまってもしっかり災害を受けたということが確認できるのであれば、まず対象経費にしていただきたいということが1点。

それと、もし写真を撮っていなかったという場合に関しても事業者さん、いわゆる見積り等を取ってあって、そういうようなのが直す方が確認しているという、何か内容証明書でもないですけれども、そういうのが発行できるのであれば、それも経費になるというような、大きくちょっと幅を取って、この補助支援事業をしていただきたいと思うんですけども、こちら要望ですが、何か、今のタイミングで答えられないとは思うんですけども、もし答えられることがあつたらお願ひします。

○議長（山本忠志君） 住民課長、いかがですか。

（産業観光課長「産業観光課です」の声あり）

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） こちらについては、一応、今年中に産業商工部の方に来てもらって説明会をやってもらおうと思っております。対象の中身とか、実は私ども、詳しく聞いておりませんので、こちらのほうは要望という形でいきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（淺沼隆章君） ぜひ幅広く支援できるようにお話しして、支援範囲を広げていただきたいと思いますので、こちら要望になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） ちょっと基本的なことであれなんですが、建物が倒壊したりした場合の修理について、これだけ支援していただけるというのはありがたいことなんですが、民間の方にしても事業者の方にしても、保険に入っている方は結構多いですよね。そういう保険を掛けている方と掛けていない方といらっしゃいますけれども、保険を掛けていてもこの支援を受けられるのか、その辺を教えてください。

○議長（山本忠志君） これ、どなたか。

産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 今回の事業が、まさに私もちよつと分からぬところで、そこは確認をしようと思っております。保険掛けているとか、いろいろほかの資金が入っている場合とかに、通常でしたら引いたところの部分だと思うんですけども、こちらでも都のほうでどういうところをやろうとしているのか、そこは確認したいと思います。

○議長（山本忠志君） 要確認ということ。

3番。

○3番（奥山幸子君） 要望としては、保険に入っている方であっても同じように支援を受け付けて付けていただければありがたいなと思うんですが、その辺、町としても訴えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 今の要望ということでいいですか。

（奥山議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） これ要望なんですけれども、申請しなければこういう支援が受けられないということがいっぱいあると思うんですが、島の人、意外とシャイで、なかなか自主的にやる人も少ないので、申請すればもらえたものがもらえなかつたということのないように、町のほうからもこういうケースは申請してくださいという丁寧な周知をお願いしたいと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて台風第22号・第23号災害の現状総括についてを終了いたします。

◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、承認第14号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、データ番号の6をお願いいたします。

初めに、今、冒頭、災害の現状総括でいろいろお話しさせていただきましたけれども、一般会計の全体の話を一度させていただきたいと思います。

今回の議会にて、専決を3つ、12月補正と合わせて4つの補正予算を計上しております。最初の第4号補正予算の専決が9月16日付で、こちらは非課税世帯等へ臨時特別給付金の不足額給付に係る予算となっております。次の10月9日付の第5号補正予算、10月31日付の第6号補正予算の専決は、今回、災害対策に係る予算となっております。最後に、第7号、12月の補正予算は災害対策が主になっておりますが、既存事業における事業費も含まれている

ものとなっております。こちら全て合計いたしますと25億5,704万5,000円増の予算編成となっており、こちらその全体観だったり、つながりが分かりやすくなるように、後の予算の説明と併せて説明させていただく箇所があると思いますので、その辺、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明を始めます。

承認第14号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年9月16日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度八丈町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,981万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億4,748万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

令和7年9月16日、八丈町長、山下奉也。

それでは、予算書の6ページをお願いいたします。

初めに、歳入となります。項の補正額を中心に説明いたします。

15款2項国庫補助金1,981万9,000円の増。

歳入合計、補正前の額94億2,766万9,000円、補正額1,981万9,000円の増、計94億4,748万8,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出に入ります。こちらも項の補正額を中心に説明いたします。

3款1項社会福祉費1,653万円の増。こちらは非課税世帯等への臨時特別給付金の不足額給付に係る増となっております。

14款1項予備費328万9,000円の増。

歳出合計、補正前の額94億2,766万9,000円、補正額1,981万9,000円の増、計94億4,748万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、承認第14号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、承認第15号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の7、お願ひいたします。

承認第15号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町一般会計補正予算を別紙の

とおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和7年度八丈町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億8,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,248万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

それでは、7ページをお願いいたします。

初めに、歳入となります。こちらも項の補正額を中心に説明いたします。

16款2項都補助金4億5,000万円の増。こちらは東京都災害復旧・復興特別交付金となります。現在、作成しております復興計画に基づいて出される交付金となります。

19款1項基金繰入金7億3,500万円の増。こちら財政調整基金を5億3,500万円、公共施設整備基金を2億円繰り入れます。

歳入合計、補正前の額94億4,748万8,000円、補正額11億8,500万円の増、計106億3,248万8,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出に入ります。項の補正額を中心に説明いたします。

2款1項総務管理費6,469万6,000円の増。大きなところになりますと、7目災害対策費、3節職員手当等の3,831万円は、こちら災害対応に係る職員の手当となっております。

次のページをお願いします。

2項企画費10万3,000円の増は、こちらは海・山・暮らし館に設置しておりましたAED損害賠償金となっております。

3項徴税費799万3,000円の増。

4 項戸籍住民基本台帳費11万7,000円の増。

次のページをお願いします。

3 款 1 項社会福祉費2,000万円の増。こちらは物価高騰対策として現在進めております7月から10月利用分の水道料金の補助を11月利用分まで延長することに伴う増額となります。こちら、この後の災害による生活再建支援として、第6号の専決にて12月の利用分、第7号の補正予算にて1月、2月、3月利用分の水道料金の補助を上程いたします。こちら上程、全ての補正予算でいいますと今年度いっぱいの水道料金の補助を行うということになっております。

続いて、4款 1 項保健衛生費、こちら4億円の増は、災害対応に伴う水道関係の工事と設計費に充てるため水道事業会計への繰出金となります。こちらは、この後、第7号の補正にて、工事部分に当たる3億円を企業債に切り替えるため減額いたします。

2 項清掃費8,587万8,000円の増。大きなところで、2目じん芥処理費の災害廃棄物処理委託料7,797万8,000円は、災害廃棄物の処理に係る計画策定から仮置場の整備、管理運営費などになっております。

5 款 1 項労働諸費 7万6,000円の増。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項道路橋梁費2,077万1,000円の増。大きなところで、2目道路維持費、急傾斜地崩壊防止工事1,000万円は、こちら土砂崩れの対策に係る工事費用となります。

4 項住宅費 1万円の増。

9 款 1 項消防費755万円の増。

次のページをお願いします。

10款 2 項小学校費100万円の増。

3 項中学校費138万円の増。

11款 1 項公共土木施設災害復旧費 2億9,327万2,000円の増。こちらは主に道路、公園、住宅などの復旧費となっております。大きなところで、1目道路橋梁災害復旧費の災害復旧工事実施設計等委託料2億円は、道路6路線分の査定設計、実施設計、工事監理までの費用となっております。

次のページをお願いします。

2 項農林水産業施設災害復旧費 1億2,303万5,000円の増。こちらは主に農業育成研修センター、ふれあい牧場、えこ・あぐりまーなどの復旧費となっております。大きな部分で、

1目農業用施設災害復旧費の修繕料6,908万円は、研修センターの生産施設の修繕費となります。下の資材代1,320万円は、こちらは研修生が自ら修繕する施設の資材代となっております。

その下、2目のその他農業用施設災害復旧費で、修繕料1,320万円、こちらはえこ・あぐりまーとの修繕費となります。

続いて、3目農地災害復旧費の農道・水路等災害復旧委託料1,265万円は、こちら農道6路線分と水路5本分の復旧費となっております。その下にあります災害復旧工事実施設計等委託料1,100万円は、こちら災害査定に係る設計費となります。

次のページをお願いします。

3項厚生労働施設災害復旧費2,344万6,000円の増。こちらは主に保育園、児童遊園地、温泉、ごみ処理施設、火葬場などの復旧費となっております。大きなところで、1目民生施設災害復旧費、町立保育園エアコン復旧工事1,800万円、こちらはむつみ第二保育園とあおぞら保育園の2園のエアコン交換工事となります。

4項文教施設災害復旧費7,376万4,000円の増。こちらは主に小・中学校、給食センター、公民館、歴史民俗資料館などの復旧費となっております。大きな部分で、1目公立学校施設災害復旧費、こちらまとめまして、委託料3,090万円は、細かくいろいろとございますが、小・中学校、給食センターの復旧に係る委託料となっております。

次のページをお願いします。

こちら、資料、一番上段にあります中学校災害復旧工事3,000万円、こちらは主に三原中学校体育館の復旧に係る工事となります。

5項その他公共施設災害復旧費1,337万5,000円の増。こちらは主に観光施設などの復旧費となってございます。

14款 1項予備費4,853万4,000円の増。

歳出合計、補正前の額94億4,748万8,000円、補正額11億8,500万円の増、計106億3,248万8,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、ちょっと時間の区切り上、ここで一旦、説明が終わったところで、質疑については、休憩の後から始めたいと思います。

休憩に入ります。

それでは、10時40分から再開いたしますので、時間までお集まりください。

(午前10時23分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時40分)

○議長（山本忠志君） ただいま説明のありました日程第7、承認第15号についての質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 資料の16ページ、給与費明細書の中ですけれども、この中で超過勤務手当が相当な金額になっています。補正前6,770万に対して補正後1億1,300万ということで、4,530万の増額ということで、今回の台風の対応のために職員の方はかなりご苦労されているということがこの超過勤務手当に表れていると考えております。

その中で、こういったことに対して、いわゆる通常の期末手当以外に何か対応ができないのかということを考えられないのかというのが今回の質問でございます。

これを、そもそも給与の条例そのものに組み込むとかなり難しいことがありますので、例えば、時限改正ということで対応できないのかと。これ自身も今の財政状況を考えるとなかなか財源が難しいということもございますので、例えば、東京都や国に対して、そういうしたものも含めて何らかの対応をしていただきたいと。これは、今回の台風対応だけではなくて、そういうことに対する職員の頑張りに対しての、やはり対応をしていかないと、今後の人材確保という意味でも意味を持ってくるかと思いますので、このあたりのことはどうお考えかをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回の台風の関係は、発生時から各課の職員もいろいろと、ほかの課の協力もしていただいたというところで、超勤に関しては、もう事務職系の職員でしたらほぼ全員がこの台風に関わって超勤が発生しているというふうな状況になっています。そういうところで、今回、大きな補正というふうな結果にはなっております。

今の1番議員のお話につきましては、これはなかなか町だけの判断では難しいというところもございます。こういったご質問の内容につきまして、東京都のほうにもいろいろとご教

示いただく中で、実際は、国の制度に基づいて、期末勤勉手当は町がつけてているというところもありますので、そういうことができるのかというところと、あと当然、財源の関係もございますので、東京都や国の考え方につきまして、まずは確認していきたいというふうに思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。ぜひ前向きにいろいろとご相談をいただければと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 10ページの民生費の社会福祉総務費、この中で物価高騰、水道料の支援があるんですけれども、これに引き続いて台風の対応の支援もあるので、この辺、町民に分かりやすく伝えたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 執行部の方、手を挙げて発言してください。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 今回、議会が終わりましたら、議員がおっしゃるように、住民の方にはなるべく分かりやすいという、こちら、今回の専決では物価高騰、これから生活再建、災害対応という、ちょっと中身は異なるんですけれども、その辺をどうするかは企業とちょっと話しまして、なるべく分かりやすい広報をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 関連なんですかね、課長の話だと、猛暑対策、7月から10月まで、11月まで延長で、12月にまた専決で来年の3月までですよね。そうすると、住民はもう水道料金はずっとただだと思っているんですよ、もう慣れちゃっていて。今度、普通になつたときに、何でこんな取られるんだみたいな話になると困るので、そこははつきり猛暑対策、物価対策と、これからは生活再建、そういう目的で無料になっていますということはつきりおっしゃってください。お願いします。要望です。

○議長（山本忠志君） その辺を配慮して、広報をお願いします。

（企画財政課長「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第15号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、承認第16号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号の8番をお願いいたします。

承認第16号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町水道事業会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

続いて、水-1ページをお願いいたします。

令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和7年度八丈町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課主幹（岡野豊広君）　　はい。

次のページをお願いします。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

続いて、水ー8ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益2,000万円の減。水道料金の減です。

続いて、2項営業外収益、1目他会計補助金2,000万円の増。他会計補助金、一般会計補助金の増となります。こちら一般会計から説明ありましたとおり、水道料金無料期間を1か月延長し、代わりに一般会計補助金を収入するというものになります。

続いて、4目消費税及び地方消費税還付金957万9,000円の増。消費税還付金です。

続いて、支出です。

1款水道事業費用、3項特別損失、2目災害による損失817万9,000円の増。こちら職員の時間外勤務手当、水道施設などの倒木の処理委託、それと漏水修繕費用などをしております。

次のページをお願いいたします。

続いて、資本的収入及び支出です。

収入。

1款資本的収入20億円の増。資本的支出の補正額の財源としまして、3項他会計補助金4億円、4項国庫補助金16億円を計上となっております。

続いて、支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費、3目災害復旧事業費21億円の増。こちら台風前の状況に戻すためにということで概算の概算ではありますが、20億円の工事費、それと、それに対する設計等の委託料1億円を計上しております。

以上で説明終わります。よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君）　説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 今回の台風の被害は、断水がすごく大きかったわけですけれども、事務局長のほうから、毎日、対策会議の結果を報告いただいているんですけれども、その箇所、いつも漏水があってそれを直すというような、毎日毎日送られてきていました。

その漏水箇所というのは全体でどのくらいあったのか。そして、修理をしていただいているんですが、その修理だけで今後、安全なのかということを聞きたいと思います。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） 漏水の箇所、すみません、先日の全員協議会の中でご説明させていただいたとおり、150件以上、漏水箇所があったということで、東京都の方が調査いただいて対応しています。

そのうち、ほとんどが宅内の漏水ということで、こちら町のほうで修理できる本管の修理に関しては順次行いまして、10件程度はあったかなと。細かい集計に関しては、ちょっと後ほど調べさせていただきたいなと思っております。

今後、現状の漏水の状況で水が足りるのかというふうな話なんですけれども、現状を言いますと、夏場、水の量、増えてくるんですけれども、これに関しては確実に足りません。足りないということなので、私どもこの服を着ているという話もあったと思うんですけれども、現状、坂下に関しては、12月末にめどを目標に、大川浄水場に向かう大川水源からの導水管、それと大賀郷に関しては、大賀郷浄水場に向かう鴨川水源の導水管、こちら12月末、1月末に、それぞれ実施しまして、ある程度の水の量が来るんじゃないかなというふうな形で想定をしております。

ただ、実際は、水の量を全て量った上でやっているわけではないので、現状、そのタイミングでどうなっているかというのを確認しながら、本来ですと、実際に設計をして、数か月、確認をした上で協議をして工事に入るのが一般的ですけれども、現場で確認をしながら、東京都水道局の方から協力いただいていますけれども、そういった形でやっているので、まず現状、頑張って12月、1月の工事終わった段階で、取りあえず、私どもの話し合いの中での計算上では足りているというふうな話になるんですけども、その段階で、また次の作戦を練っていかないといけないという状況になっています。

以上です。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 今のお答えでちょっと安心はしたんですけども、一方で、給水管の劣化というのが進んでいますよね。そういう修理も含めて考えないといけないかなと思うん

ですけれども、その辺の計画はちゃんとできているんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） 給水管に関しましては、各個人の話になりますので、私どもの配水管の話をさせていただきます。

（奥山議員「はい」の声あり）

○企業課主幹（岡野豊広君） 配水管に関しましては、毎年、この台風以外の話であれば、東京都から補助金も頂かないとやっていけないところになりますので、10年程度の計画を立てて、順次、少しずつそれを修正しながらやっているというふうな形ではあったんですけども、現状、こんな状態になってしまったので、どういった形がいいかというのは、ちょっと今後、計画を立てて、改修はしていかないといけないのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、承認第16号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、承認第17号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） データ番号は9番をお願いします。

承認第17号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町病院事業会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

続きまして、下にスライドしていただいて、病院補正予算書の病-1ページをお願いします。

令和7年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和7年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○病院事務長補佐（菊池裕介君） はい。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

さらに、またスライドしていただいて、病-6ページをお願いします。

令和7年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

支出の項目。

1款病院事業費用、3項特別損失、2目災害による損失ということで、こちら病院建物災害復旧修繕の費用として134万5,000円の増。

続きまして、下段、資本的収入及び支出。

支出。

1款資本的支出、1項建設改良費、3目災害復旧事業費、病院建物災害復旧工事として4,840万円の増。

両方とも全て台風における災害復旧に関する費用となります。

以上となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これ採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、承認第17号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、承認第18号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号、10番をお願いいたします。

承認第18号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

済－1ページをお願いいたします。

令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課主幹（岡野豊広君）　　はい。

令和7年10月9日、八丈町長、山下奉也。

浄-6ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

1款浄化槽設置管理事業収益、2項営業外収益6万円の増。消費税還付金です。

続いて、支出です。

1款浄化槽設置管理事業費用、3項特別損失、2目災害による損失66万円の増。こちら災害による損失として浄化槽の修繕費及び修繕材料費を計上しております。

以上です。お願いします。

○議長（山本忠志君）　　説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君）　　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君）　　討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君）　　ご異議ないもの認め、日程第10、承認第18号　専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたします。

◎承認第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、承認第19号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の11をお願いいたします。

承認第19号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月31日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和7年度八丈町一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度八丈町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億6,815万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億64万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

第2条、既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年10月31日、八丈町長、山下奉也。

予算書の8ページをお願いします。

初めに、歳入となります。項の補正額を中心に説明させていただきます。

15款2項国庫補助金7,758万3,000円の増は、災害等廃棄物処理事業補助金で、国2分の1負担、町負担分の80%は特別交付税措置を受ける予定となっております。

16款1項都負担金9,877万円の増は、災害救助費都負担金となります。

2項都補助金2億8,400万円の増。

1目総務費都補助金4億5,000万円の減額ですが、こちら9目の災害復旧事業費都補助金を新設いたしましたので、ここに組み替えるものとなります。

4目農林水産業費都補助金2億4,000万円は、こちら既存の山村離島振興施設整備事業にて災害対応できるよう措置いただいた予算となります。

次のページをお願いします。

18款1項寄附金60万円の増は、こちら東京都公立小・中学校の校長会からの指定寄附金となっております。

19款1項基金繰入金1億6,000万円の増。財政調整基金を2,000万円、減債基金を5,000万円、公共施設整備基金を9,000万円繰り入れます。

次のページをお願いします。

22款1項町債4,720万円の増は、災害援護資金貸付金分を借りているものとなります。

歳入合計、補正前の額106億3,248万8,000円、補正額6億6,815万3,000円の増、計113億64万1,000円となります。

次のページをお願いします。

ここから歳出に入ります。項の補正額を中心に説明いたします。

2款1項総務管理費5,313万5,000円の増。大きなところで、7目災害対策費、応急修理委託料3,828万円は、こちら冒頭でもありましたとおり、災害救助法による準半壊以上の家屋の応急修理になります。

2項企画費745万5,000円の増は、主に復興計画の策定支援委託料となります。

次のページをお願いします。

3項徴税費372万5,000円の増は、主に家屋被害調査に係る費用となります。

3款1項社会福祉費1億5,424万5,000円の増。大きな部分といたしまして、災害の現状総括でも説明いたしました被災者生活再建支援法に基づいた支援策として1億700万円、その下、災害援護資金貸付金で4,720万円計上しております。

次のページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費430万円の増。

2項清掃費8,150万8,000円の増。こちら2目じん芥処理費、災害廃棄物処理委託料6,800万円。こちらは災害廃棄物に係る仮置場の整備、受付管理から処理などの費用となります。

6款3項振興費2億5,500万円の増。

次のページをお願いいたします。

資料、一番上にあります、こちらも災害の現状総括で説明いたしました、こちら農業者に対する営農再生の支援事業2億5,500万円になります。

9款1項消防費2万円の増。

10款2項小学校費は、こちら財源更正となります。

3項中学校費7,128万2,000円の増。大きなところで、富士中学校体育館の解体で工事実施設計委託料2,000万円、解体工事で5,000万円計上しております。

次のページをお願いします。

11款1項公共土木施設災害復旧費1,119万1,000円の増は、こちら主に公営住宅の修繕料となっております。

2項農林水産業施設災害復旧費509万円の増。

3項厚生労働施設災害復旧費450万2,000円の増。

次のページをお願いします。

4項文教施設災害復旧費167万4,000円の増。

5項その他公共施設災害復旧費1,304万7,000円の増。

次のページをお願いします。

12款1項公債費は、こちら財源更正となります。

14款1項予備費197万9,000円の増。

歳出合計、補正前の額106億3,248万8,000円、補正額6億6,815万3,000円の増、計113億64万1,000円となります。

最後に、5ページに戻ります。5ページをお願いします。

第2表、地方債の追加になります。

起債の目的、災害援護資金貸付金、限度額4,720万円、地方債の合計6億420万円、起債の方法、利率、償還の方法については、既存の起債の方法と同様となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、14ページ、富士中の解体工事についてなんですか。

体育館がないということは、卒業式とかはどういった形でするんでしょうか。おじゃれホールとか使うのかどうかというのと、その点と、あと今後、体育館がないことで、多分、三根小学校のほうに行かせてもらっていると思うんですけれども、富士中体育館としては今後どうやっていくのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今5番議員がおっしゃったとおり、富士中学校の卒業式と入学式については、おじゃれホールを予定しております。

また、今現在の体育館の中で行う授業については、三根小学校、また、3学期からは、三根小学校のほうは三小フェスティバル等、ございますので、大賀郷中学校の体育館も使う予定であります。双方の学校の送迎については、車を借り上げて往復で行っています。

今後なんですけれども、全協でも申し上げましたが、今、適正規模・適正配置等審議会を立ち上げて、八丈町全体の小・中学校の規模ですか、建物について検討しているところであります。夏に行ったアンケートでは、おおむね7割近い方が、皆さん、将来的には統合すべきと考えているということも認識、アンケートの結果で出ました。

今、それぞれ3校ずつ小学校、中学校とあるんですけれども、三原小学校を除きまして、大賀郷小学校では築50年と、もう既にほかの学校でも30年以上というところで、老朽化がかなり進んでおりますし、また、設備的にも、その当時はもちろん最新の設備であったんですけども、今の現状に合っていない部分もありますので、また、給食センターも含めて、検討していっているところです。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） やはり早くしてあげないと、生徒さんたちはかわいそうな状況にあると思うので、適正規模のほうの委員会の答申を待つんでしょうけれども、ただ、それを早めていただくということはできるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今月の22日月曜日に、また適正規模・適正配置等審議会を開催しますけれども、こちらの中でも少しスピード感を持って内容の検討を始めたいと思います。

（山下議員「よろしくお願ひいたします」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません、11ページ、総務費、総務管理費、災害対策費の中の使用

料及び賃貸料で、2次避難用宿泊施設借上料6万というのが計上されております。こちらは、1次避難所が、ある程度、使用が終わって2次避難所に移行したりということが前提になっているかと思いますけれども、一方で、当初から様々な事情で1次避難所には滞在するのが難しいといったような方がいらっしゃったということも聞いております。その場合、この借り上げされているところに、その段階で移った人に対して、この借り上げ料というのはきちんと対応されているのか、それとも1次避難所にいた方で、そこから移動した方だけを対象とされているのかを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回、1次避難場所というところで避難された方が、避難所を末吉の方々も帰れるようになったというところもあつたりして、帰れる方は当然、自宅のほうに帰って、中には、やはり自宅が被害を受けた、そういった中で、帰れない方が基本、ホテルのほうを利用して避難所に行ったというところになります。

1次避難所に行って、ホテルのほうでの生活がちょっと難しいという方で、病院のほうに行かれた方もいらっしゃいましたけれども、今回の2次避難所に関しては、基本的には、1次避難をされた方が対象として2次避難所ということでホテルに移動されたと。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

その際に、申し上げたいことは、1次避難所という、ある程度の大人数が集まるようなところで過ごせる方はいいんですけども、様々な事情があって、それが難しい方ということに対する対応がなされていたのかということを含めての質問になりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 避難された方で、おじやれホールを例に取りますと、今回、避難された方の中で、健常で周りの方と一緒に空間にいられる方というのは当然、おじやれホールの中での生活をされたわけなんですけれども、実際に、やっぱり介護が必要な方というのもいらっしゃいました。そういう方は、おじやれホールの中ではなくて、相談室を開放しまして、そういうところで対応はしてございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

介護関係のほうはそういう形で対応していただいたということはあったんですけども、

いわゆる、どちらかというと肉体面のほうでの部分での対応は分かるんですが、それぞれ、いろいろ精神的な面で、今回の災害によるショックも含めていろいろあったかと思いますけれども、そういう分野の方の対応はいかがでしたでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） すみません、避難所に来られないような方ということのご質問でしようか。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） そもそも1次避難所に、そういう理由からなかなか動き難いがちという方、それから1次避難所に来たけれども、やはりそういう面ですとい続けるのが難しいとお考えになった方という、双方を含めてのお話です。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 以前より、そういうた、やはり一番は、介護が必要な方というは、なかなか皆さん集まるような空間での生活が難しいというのは、以前から、それは考えているところでして、今回もそのような、これはちょっと介護に限った話になってしまいすけれども、介護施設とは協定も結んでいる関係もございますので、そういう方の受入れという部分でも、台風が発生した時点から施設とは相談はして、必要な場合は受け入れてもらうという形を取ってございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 結局、私の質問に対するお答えになっていないんですけども、その部分は対応していないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 全体的なことを見晴らした場合には、そこまでの対応というところまでには至っていないと。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長、ありますか。

（福祉健康課長「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） どうぞ。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 福祉健康課のほうから、一応、避難所対応としまして保健師等が動いて、いろんな避難所に来た方の対応はしてございます。

それと、あと、うちの部であった、施設で必要な方、例えば、水が必要な方、食料、動けない方ですかね、そういう形はケアマネから情報、あとは民生委員さんからの情報で食事を

ある程度、何日か配ったという経緯もございます。

多分、議員がおっしゃっている、来られなかつたとか、そのところでは、発災直後だつたのでなかなか動けなかつたのは事実でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） そうしますと、その時点では動けなかつたのはいろいろな事情があつて難しかつたとしたとしても、仮に、それが後で、そういう状況だったので、最初から、例えば、後に2次避難所になるところに入った方に対して、後から対応するというようなお考えはないでしょうか。要は費用面ですね。本人がお支払いになったのか、ホテル側が持つたのか、私は存じ上げませんが、どちらにしてもそういったところに対して、このこちら600万の2次避難所に対する対応と同様の対応をするつもりがあるかということをお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今のご質問ですと、例えば、2次避難所に、今回は、1次避難所に避難された方が2次避難所に行かれたというところでの費用は、こちらのほうの予算の計上しているとおりなんですかけれども、ご質問としては、例えば、それが個人的にホテルなんかに避難された、そういった方が、町が把握した時点でお支払いを、そういった場合も支出するのかという、そういった質問の趣旨でございますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） もちろん全てそれを町が対応する必要は私もないと考えているんですが、先ほど申し上げましたように、どちらかというと、肉体面によつて介護関係のほうのような形で、精神面で何らかの障害がある、そういった形で集団での生活に支障があるというようなことを後ほどきちんと説明ができるような方であれば、それに対しては対応をするのか。当然ですけれども、全て認めてほしいということではありません。

○議長（山本忠志君） 分かりましたか、総務課長。

（総務課長「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回の避難に当たつては、そこまでの対応については、すみません、きちんと考へてございませんでしたけれども、その辺は、実際に、今回の対応も踏まえて、次回の教訓にしたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） ということは、今回に関しては対応しないという回答ということでおろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回は、その辺の実情がどうだったかというのが、我々のほうでも把握していないというところがありますので、現時点では考えてございません。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 次に、同じ11ページの中の一番下の復興計画策定支援委託料730万とありますけれども、こちらの委託先と、あと委託をするレベルという言い方、変ですけれども、入り口ぐらいのご計画なのか、かなり詳細な計画も含めた委託なのかを教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、どうぞ。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら復興計画の委託先なんですが、今現在、町の基本計画の後期を今、議論している最中でございます。そちらの契約が終わっておりますので、この復興計画の性質上、そのまま基本計画につなげていくといった性質がございますので、そこはよく基本計画を熟知している、今現在、基本計画の後期計画の業務委託を結んでいる業者と随意契約してございます。

こちらの復興計画の内容につきましては、この予算でありましたとおり、復興の交付金が出ております。金額にすると4億5,000万円。こちらは復興計画に沿って使われるといった趣旨の予算でございますので、あまり内容を細かくしてしまうと、ちょっと自由度がなくなるということから、基本計画にはつなげるんですけども、大まかな方向性だったりというところを復興計画に入れていくといったイメージでございます。

また、我々、いろいろ急いで復興計画をつくっておるんですが、まだ災害の全容、概要、現状把握というものが、まだ細かくできている状況ではございませんので、今ある状況の中で復興計画をどうしていくかといったところを今、策定しているというところになります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） すみません、基本計画等と同じ業者とおっしゃったんですけども、

具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 基本計画後期の業務委託先がアビームになります。なので同じ、いろいろ町の計画等を受託している会社になります。そこと同じ、復興計画もお願いしているところになります。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 続きまして、12ページの民生費の中の社会福祉費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金の中で、これ何度も全協等でもお伺いしていますけれども、土石流災害に対しての支援金に関しての同じような質問で申し訳ないんですけども、本会議でも質問をさせていただきます。

今回、土石流災害に関しまして、被災者生活再建支援とした理由、ここだけ切り出して、住宅等々も含めた、そういうもののなかに入れ込んでいる理由と、また、この金額の積算根拠を再度、この場でご説明をしていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） どなたか手を挙げてもらえませんか。

総務課長、お願いします。

○総務課長（高野秀男君） 今回の末吉での土石流の被害に遭われた方というところで、10月のときにも末吉の住民の土石流に遭われた方々に対してもご説明をさせていただきました。

町としましては、今回、やはり避難所で大変な思いをさせてしまったというところが、まず一番、ございます。そういうところで、そういう思いをさせた中で、また、財産である車のほうも被災されたということもございましたので、被災者の方の生活再建を図るというところが目的としての事業費になります。

そういうところで、末吉で被災された方のいろいろな話も私たちは個別でも伺っておりますし、いろいろなお話を伺った中、この支援の必要性について検討していく中で、今回の補正予算をつけたというふうな経緯となっています。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

今のご説明の中でも避難で大変な思いをさせたというお話があったとおり、今回の件に関しては、避難所の指定に関して、行政の不作為ということが原因ではないかと。それによって生じた災害だというふうに私は考えますので、そうしますと、生活再建支援金ではなくて、

賠償金等の対応がされるべきではないかというふうに思いますので、今の質問をさせていただきました。

また、積算根拠につきまして、それぞれ一律、車が全て駄目になった場合、それから、修理に関しても一律の金額になっていますけれども、当然、持っていた車の状況に応じて、そのときの価値というのはそれぞれ異なるはずなので、通常であれば、そういったものを精査した上で、それに見合った形で対応するというのが普通かなと考えますけれども、なぜそれを一律にしたのかということもこの場で再度、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） この支援を考えるに当たって、当然、いろいろな日本全国で起きています同じような災害もありますというところで、私もこういった支援金を出すに当たっては、ちょうどこのときに罹災証明に来られていました弁護士さんとか、相談に来られた方々もいらっしゃいましたので、そういった方々へもいろいろと相談いたしました。また、町の弁護士にも会いましたし、ほかにも関係のある弁護士さんなんかもいましたので、私たちは法的な部分では全く素人のところがございますので、実際の対応について、どのようなことをしたらいいかというところも含めて相談をさせていただきました。なかなか査定といつても実際、何を求めて査定をするのかというのも個々での判断というのは難しいところがあるかなというふうに思っています。

今の車の件ですけれども、こういった事例をいろいろとそういった専門家の方にも相談しつつ、公平性という部分を考えますと、やはりいろいろとそういったものの、車だったら年式等のいろいろ違いはあるにしろ、一律での支援というのが公平性を保てるのではないか、そういう意見が専門家の方からもありましたので、最終的には一律の金額に設定したということになります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

私自身もこの末吉で被災された方に対して何らかの対応をすべきだという点に関しては、全く反対するつもりはありません。ただ、その支払いの基になるところが非常に気になるので申し上げています。

なぜかといいますと、ほかにも今回の台風で、例えば全壊だったところに住んでいらっしゃる方も精神的な苦痛というのは相当だったと思います。そういった方たちに対する、そういったものに対する対応というのはなされていないわけで、それをやらないとなると、なぜ

こちらだけそういった形で生活支援をして、違う形でそういった苦しい思いをさせられた方には支援をしないのかといったことも含めて、逆に、そこで公平性というところが問題になるのではないかというふうに考えますので、今回の件についていえば、当初、決めてあった避難所、公民館の2階というところに避難指示していれば大きな問題は生じなかつたということを考えれば、やはりそこは全体としての生活支援という形ではない形で切り分けて考えるべきであろうと思うので、今回の質問をさせていただきました。

回答は変わらないかと思いますので、これで結構です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（真田議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 1番、賛成討論ですか、反対討論ですか。

○1番（真田幸久君） 反対討論です。

○議長（山本忠志君） それでは、これより討論に入ります。

反対討論の方は壇上にて討論をお願いします。壇上でお願いします。

（1番 真田幸久君 登壇）

○1番（真田幸久君） 今の質問でも申し上げましたとおり、今回の末吉の災害に関しては、私は、行政の不作為が原因となって今回の案件が生じたというふうに考えていますので、生活再建支援金という形での支出はいかがなものかということで、今回、不承認とさせていただきたいと考えております。

この件に関しましては、全員協議会でも監査委員からの意見を求めて、若干、この処理に関しては疑惑が生じるというようなことのお話も伺った上で、私としても同様の考え方で、今回、この専決の承認はし難いという結論に達しました。

例えば、今回、不承認という形で、後ほど、当然、全体の今回の災害に対する総括を行つていろいろな報告書等を作るかと思いますけれども、例えば、そのときにきちんと、今回の今、申し上げたような件も検証した上で、それが本当によかつたかといったようなことを必

ず検証していただくということも含めてお考えいただければ承認してもよいかなと思いますが、一方で、やはり今のままで、私は支出の仕方としては不適切であると考えますので、今回は反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 続いて、討論を行います。

賛成の立場の方の討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、反対の立場から討論の方、ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本案の原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本忠志君） ご着席ください。

起立多数でございます。

よって、日程第11、議案第19号は原案どおり承認いたしました。

◎承認第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、もう一つ、日程第12、承認第20号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号、12番をお願いします。

承認第20号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年度八丈町水道事業会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年10月31日、八丈町長、山下奉也。

水-1ページをお願いいたします。

令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第4号）。

総則。

第1条、令和7年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課主幹（岡野豊広君）　　はい。

令和7年10月31日、八丈町長、山下奉也。

水-7ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益3,000万円の減。水道料金の減です。

2項営業外収益、1目他会計補助金3,000万円の増。他会計補助金、一般会計補助金の増です。一般会計から説明ありましたとおり、水道料金の無料期間をさらに1か月延長し、代わりに一般会計補助金を収入するということになります。

続きまして、4目消費税及び地方消費税還付金175万円の増。消費税還付金です。

続いて、支出です。

1款水道事業費用、3項特別損失、2目災害による損失2,037万円の増。職員の時間外勤務手当、水道施設などの倒木処理委託、漏水修繕料などを予定しております。

以上です。お願いします。

○議長（山本忠志君）　説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君）　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、承認第20号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

ここで休憩に入ります。

午後の部は午後1時から開会いたします。時間までにお集まりください。

（午前11時44分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 日程第13、議案第68号 令和7年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の13、令和7年度一般会計補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

議案第68号 令和7年度八丈町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億8,407万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億8,471万4,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

第2条、既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

初めに、11ページをお願いいたします。11ページになります。

初めに、災害復旧に当たる工事関係ですが、冒頭にありました災害の現状総括でも報告しておりますが、国の査定がこれからとなっておりますので、査定前の金額で計上しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、歳入です。項の補正額を中心に説明いたします。

1款 3項軽自動車税14万2,000円の増。

10款 1項地方特例交付金35万8,000円の増。

11款 1項地方交付税1,711万2,000円の増。

14款 1項使用料302万1,000円の減は、こちら第一子保育料無償化に伴う現年度分の減額となります。

次のページをお願いいたします。

2項手数料1万6,000円の増。

15款 1項国庫負担金1,836万5,000円の増。

2項国庫補助金2億2,124万4,000円の増。

次のページをお願いします。

大きな部分といたしまして、堆積土砂排除事業補助金1,700万円。こちら、土砂排除に係る補助となっておりまして、国の2分の1負担となっております。

その下にあります公共土木施設災害復旧費補助金2億1,117万6,000円。こちらは、内閣府公表の激甚災害指定の見込みにより、事業費の84%を適用しているものとなります。

16款 1項都負担金1,385万4,000円の増。

2項都補助金2億2,522万9,000円の増。

次のページをお願いします。

資料一番上にあります4目農林水産業費都補助金で、山村離島振興施設整備事業補助金2億3,000万円。こちらは、被災施設等の再建事業で、都の80%負担となっております。こちら、都議会4定の予算のものとなります。

3項委託金171万7,000円の増。

17款 2項財産売払収入27万7,000円の増。

次のページをお願いします。

18款 1項寄附金1,110万円の増。

19款 1 項基金繰入金 2 億5,000万円の増。公共施設整備基金を2,000万円繰り戻しております。財政調整基金を2,000万円、減債基金を1億円、産業振興基金を1億5,000万円繰り入れております。

次のページをお願いします。

21款 1 項延滞金及び加算金 6 万7,000円の増。

4 項雑入61万3,000円の増。

22款 1 項町債7,300万円の減。

歳入合計いたしまして、補正前の額113億64万1,000円、補正額6億8,407万3,000円の増、計119億8,471万4,000円となります。

次のページをお願いいたします。17ページになります。

ここからは歳出に入ります。項の補正額を中心に説明させていただきます。

2 款 1 項総務管理費 1 億634万8,000円の増。

次のページをお願いいたします。

大きなところといたしまして、7目災害対策費、超過勤務手当2,000万円は、災害対応に係るものとなります。

12節委託料の緊急修理委託料1,078万円。こちらは、冒頭でもありました災害救助法によるブルーシート等を使った緊急的修理となり、300件分の予算となっております。

下の18節負担金補助及び交付金にて、住宅被害対策支援補助金5,370万円。こちらは、災害救助法による応急的修理となりまして、150件分の予算となっております。

次のページをお願いします。

2 項企画費160万2,000円の減。

次のページをお願いします。

3 項徴税費529万円の増。

4 項戸籍住民基本台帳費 9 万8,000円の増。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項社会福祉費 2 億9,371万8,000円の増。大きなところといたしまして、被災者生活再建支援金の町独自事業分 2 億1,600万円。こちらは、半壊以上の被災家屋に対する国・都制度への町単独の上乗せ分となっております。

その下に、水道料金補助金5,000万円。こちらも被災者生活支援の、こちらは横出しどなりまして、全世帯を対象としました1月、2月、3月分の利用分の水道料金の補助となって

おります。

続いて、1ページ飛ばします。23ページをお願いいたします。

資料一番上段にあります5目の障害者福祉費、22節償還金利子及び割引料が2,521万円。

こちらは実績による各種返還金となっております。

2項児童福祉費3,251万3,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2目児童措置費、物価高対応子育て応援手当2,000万円。こちらは、ゼロ歳から18歳の子供1人当たりに対しまして2万円の手当を支給するものとなっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費2億9,704万3,000円の減。

次のページをお願いします。

こちら、2目母子保健費で18節負担金補助及び交付金にあります島外分娩補助事業補助金225万円。こちらは、八丈町の子育て環境支援の新事業となります。島外分娩に伴う支援としまして、1人当たり50万円の支援を行うものとなります。

次のページをお願いいたします。

5目環境衛生費の水道事業会計繰出金3億円の減額は、こちら第5号の補正予算で説明いたしました4億円の繰出金のうち、工事部分に当たる3億円を企業債へ切り替えるための減額となります。

2項清掃費467万8,000円の増。

次のページをお願いします。

5款1項労働諸費39万9,000円の増。

6款1項農林業費1,920万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

10目林業費におきまして、鴨川林道路盤復旧設計委託料2,008万6,000円の減となっております。こちら台風の被害によりまして道路の崩れが拡大したことで、今年度の実施ができなくなしたことによる減額となっております。

次のページをお願いします。30ページになります。

2項水産業費9万円の増。

3項振興費3億4,395万4,000円の増。

次のページをお願いします。

1目農業振興費の八丈町産業・観光再建支援金、農業事業者分6,000万円。こちらは、被災者生活再建支援の横出しとして実施いたします農業事業者を対象とした支援金となります。

その下にあります八丈町営農再生支援事業補助金1,500万円。こちら被災者施設の再建事業補助金2億5,875万円は都事業となります。東京都80%、町10%で実施いたします営農再建に当たる事業費となっております。

その下、2目水産振興費で八丈町産業・観光再建支援金、水産事業者分1,500万円。こちらも、被災者生活再建支援の横出しとして実施いたします水産事業者を対象とした支援金となります。

7款1項商工費8,757万2,000円の増。

次のページをお願いします。

2目商工振興費で八丈町産業・観光再建支援金、商工業事業者分9,000万円。こちらも、被災者生活再建支援の横出しとして実施いたします商工業事業者を対象とした支援金となつております。

次のページをお願いします。

8款1項道路橋梁費1億134万6,000円の減。大きなところといたしまして、2目道路維持費、道路補修工事1,650万円の減額は、こちら京言庭群ヶ平5号線、群ヶ平細入線、ねぎばな、合わせて4路線の補修工事を災害復旧優先で先送りにするための減額となります。

次のページをお願いします。

3目道路新設改良費、14節工事請負費7,589万5,000円、合わせて7,589万5,000円。こちらは、主に台風災害の影響によって今年度の実施が困難になった工事等の減額となります。

3項都市計画費32万5,000円の増。

4項住宅費1,411万8,000円の増。

次のページをお願いします。

9款1項消防費369万3,000円の増。

次のページをお願いします。

10款1項教育総務費102万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費1億1,734万8,000円の減。

次のページをお願いします。

大きなところといたしまして、1目学校管理費における町営小学校屋内運動場改修工事1

億円の減は、三根小学校体育館改修における工事部分の変更に伴う減額となります。

その下、小中学校屋外防犯カメラ設置工事1,206万円の減。こちらは、台風災害の影響によりまして、今年度の施工を取りやめるものとなります。

次のページをお願いします。

3項中学校費1,952万8,000円の減。大きなところとしまして、1目学校管理費、小中学校防犯カメラ設置工事1,206万円の減は、こちら小学校費と同様となります。

次のページをお願いします。

4項学校給食費212万3,000円の増。

次のページをお願いします。

5項社会教育費253万1,000円の増。

次に、1ページ飛ばしまして43ページをお願いします。43ページになります。

6項保健体育費74万7,000円の増。

次のページをお願いします。

11款1項公共土木施設災害復旧費2億9,590万円の増。こちら町道災害復旧委託料5,000万円、こちらは倒木・土砂撤去等に係る委託料となっております。

その下にあります町道災害復旧工事2億1,140万円。こちらは町道の6路線分の復旧工事費となります。

さらにその下、堆積土砂排除工事3,400万円。こちらは土砂排除工事に係る工事費となっております。

4項文教施設災害復旧費137万6,000円の増。

5項その他公共施設災害復旧費5,000万円の増は、八丈島の海・山・暮らし館の土砂撤去委託料となります。

12款1項公債費。こちらは、減債基金を取り崩し、公債費に充当した財源更正となっております。

次のページをお願いします。

14款1項予備費635万2,000円の減。

歳出合計、補正前の額113億64万1,000円、補正額6億8,407万3,000円の増、計119億8,471万4,000円となります。

ページ戻りまして、7ページをお願いします。7ページになります。

第2表、繰越明許費の設定になります。

追加にて、6款1項農林業費、三根河尻水路改修事業5,600万円、8款4項住宅費、末吉団地改修事業3,665万円、桜平団地改修事業2,380万円は、災害復旧に伴い年度内の完了が困難なため、繰越しとなります。

次に、下の変更になります。8款1項道路橋梁費、樅立中之郷線道路改良事業、補正前の額6,000万円、補正後ゼロ円。こちらは、災害復旧に伴い年度内の施工が難しく、減額となるものです。

続いて、第3表、債務負担行為の設定となります。

上から、会議録調製委託157万円となります。

三原中学校職員室エアコンの交換工事600万円、その下、大賀郷中学校プールろ過装置交換委託1,322万2,000円は、この2つ、夏前までに工事を完了する必要があるため設定をするものです。

一番下、災害復旧資金融資利子補給7,021万円は、こちら東京都議会の4定で計上される予定でありますため、町でも都の債務負担に合わせて設定するものとなります。

次の8ページをお願いします。

第4表、地方債の追加と変更になります。

追加では、起債の目的、災害復旧事業。限度額1億2,500万円。地方債の合計7億2,920万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、既存の起債の方法と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、下の変更になります。

起債の目的、道路橋梁整備事業。補正前の限度額1億5,000万円を、補正後1億200万円に減額いたします。こちらは、年度内における樅立中之郷線道路改良事業の中止等に伴い減額となるものです。

続いて、下の起債の目的、学校施設等整備事業。補正前の限度額2億9,000万円を、補正後1億4,000万円に減額いたします。こちらは、歳出であります三根小学校の体育館の改修箇所変更に伴う減額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） お諮りいたします。

一般会計の補正予算については、ページを分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算書1ページから16ページについて質疑をお受けいたします。

1ページから16ページ、質問ございますか。歳入の部分ですが、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では続いて、17ページの総務費から28ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。17から28まで、質問ございますか。

5番。

○5番（山下則子君） 18ページの使用料及び賃借料、2次避難用宿泊施設借上料なんですか
れども、これに当てはまるかどうか分からぬんですが、多分ビューホテルさんとリードホ
テルさんの2件だと思うんですけれども、ビューホテルさんのほうは災害発生時から大浴場
を無料開放されて、11月末まで無料でした。それで、大変皆さん助かったとおっしゃってい
ます。というのは、断水だったわけですよね。断水地域が長々と続いている、また坂上から
も、自衛隊のお風呂があっても、ビューホテルさんのほうに入りたいっておっしゃっている
方もいらっしゃいました。

それで、多分水道は、ビューホテルさんは大丈夫だと思うんですけれども、光熱費等の、
幾ら無料といつても大変だったんじゃないかなと思うんですけれども、そういう面での支援
というか、そういうのは考えていらっしゃるんでしょうか。お聞きします。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） ビューホテルさんのほうには本当に長い期間、断水という間、住
民の方もお風呂ということで大変お世話になって、感謝を申し上げる次第でございます。

今、議員のほうからございました、そういう温泉を開放するのにかかったものに關しま
しては、当然いろいろと費用もかかるというところは我々もご承知しているところでござい
ます。その辺に關しましては、ホテルさんのほうとも、私たちのほうも話す機会がございま
したけれども、全て今回はご厚意でやっていただけるというふうなお話、ご厚意でやってい
ることですからということで、話のほうは伺ってございます。そういうことで、大変町と
しても感謝を申し上げる次第でございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。17ページから28ページまで、よろしいですか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 26ページの島外分娩補助事業補助金なんですけれども、これは議運では大体中身は聞いたんですけども、内容を説明していただきたいのと、あと令和8年の3月までは島内で出産可能ということですよね。それで確認よろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、説明させていただきます。

分娩におけるということで、3月までは確かにできるんですが、その前に今回の補正に上げたのが、年度前に分娩をされる方もいらっしゃるということで、年度をまたいで、そういう形なので今回補正に上げさせていただいております。

想定費用としましては、15週頃の妊婦健診にかかる交通費、宿泊代、出産時の往復交通費、妊婦健診のための交通費、タクシー等公共交通と、あとは家族の上京往復交通費、家族の上京の宿泊費、紹介状費用、あとは食費、島外滞在分の3割分ということと、宿泊先での消耗品、通信費、あとは宿泊費の補助という形で大体の積算はしてございます。

その分で、以前、全協でも言われたんですけども、想定的になぜこの金額かとなると、いろんな積算はしたんですけども、その中でやはり平等的といいますか、ちゃんと分娩に対しての、あくまで全額ではないんですけども、ある程度の補助という形で、助成という形で積算しまして組んでおります。

また、これは目標として基本計画にもあるとおり、人口ビジョン、合計出生率の向上という形の目標値の2.12ということで、今現状が財政課長も言われたとおり、八丈町が1.23、令和5年数値ですが、東京都0.99、全国で1.20という形で、目標値を2.1というふうに設定しまして、安心して島外でも分娩できる設定として補正予算を計上してございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） よく分かったんですけども、この間の説明だと、出産前に25万円で出産後に25万円というお話をしたね。その点も、対象となる方に説明はちゃんとしていただけたと思いますけども。

あと伺いたいのは、島しょの北医療センターを想定しますと、ほかの島の対象の方の自治体からの補助金というか、そういうのは同じような金額なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それも調べまして、大体高いところで、小笠原は40万円という感じで、ほかは大体20数万円ぐらいから、やっぱり交通費が全然違いますのでというところ

ると、あと、確かに宿泊、北医療とかの補助も入れてはございます。

(奥山議員「分かりました」の声あり)

○議長（山本忠志君） それでは、順番で8番いきましょうか。

○8番（岩崎由美君） 今の幸子議員の出産関係の関連質問なんですけれども、私は最初、もう北医療センターを前提としたことだとちょっとと思っていたんですが、その選択は妊婦さんが選ぶので、例えばほかの病院、ちょっとまた違う病院がいいなという場合はそういう病院でも可能なのか。その場合は、今積算している金額で支払いというか、補助をするのかというのがまず第1点。

島外にご実家とかがあった場合というのは、やはり同じようにこの金額を、平等という意味では、平等にお支払いするのかと思うんですけども、この2点について教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 普通分娩で、一応想定しているのは北医療センターと都立広尾病院で、リスクの高い妊婦さんは大塚というふうには紹介してございます。

また、島外に実家がある方、その方も想定しているんですけども、その区分けというのはあくまで分娩の補助、それに出生率に貢献していただくという形で、そういうのを関係なしに50万円。25万円をまず申請していただいて、帰島後、出生届を出した後に25万円という形になっております。

(岩崎議員「分かりました」の声あり)

○議長（山本忠志君） それでは、1番。

○1番（真田幸久君） 質問というよりも、今おっしゃった内容に関する要綱というのは、もう既に出来上がっているのか。もしも出来上がっているんだったら、早めに住民向けに開示していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 要綱等も整備しまして、この補正と同時に、早めに周知したいと思ってございます。

○議長（山本忠志君） それでは、9番。

○9番（浅沼碧海君） 岩崎議員が、僕が聞きたいことを1点おっしゃっていただいたんですけども、もう一点、出産前25万円、出産後25万円で、1歳の誕生日にも50万円で、合計100万円という認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません、出産祝い金のほうが50万円。今5万円ですけれども、それで50万円としてございます。この設定なんですけれども、やはり島外へ出ていく方がいらっしゃいますので、なるべく島内の人々にという形で、祝い金として1年後という形で、ファーストバースデーのときに50万円という形で。そのときに毎回保健師も行っていますので、赤ちゃんの状態もそのときに見てございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） 23ページの保育士報酬というのとちょっと関係ないかもしれませんけれども、議会に向けて、保育園の給食が1日お弁当持ちになったというようなメールが来て、議員に回ってはきたんですけども、これについての説明をお願いしたいんですけども、ちょっとよく理解できなかったので、お願いいいたします。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません、12月から週1回お弁当になった、その背景といいますか。今年度、調理員不足だったんですが、途中で2名、職員は4名いるんですけども、2名の方が病休と、あと産前産後休暇という形で、急遽この2名が11月ぐらい、前から分かっていたんですけども。そのところでちょっと園長会議とか、いろんな形で対応のほうを考えたんですが、11月に一旦復帰した調理員もいたんですけども、また病休という形でちょっと12月がということで、書類のほうを、すみません、文書番号とかつけなくて保護者に送ったというような経緯でございます。

もともと調理員不足は懸念していました、いろんな形での対応という形で、カット野菜とかいろんな形で栄養士のほうがいろいろ献立を考えて、調理員不足をということで、栄養の面ではちゃんと栄養士が計算していますので、いろんな形での対応はしていたんですが、今回に至った経緯は、もうどうしてもお弁当を週1回、各園してもらわないとということで、そういう経緯でございます。

また、今後もあり得ることであると思いますので、今後どうしていくかということも、ちょっと保育園との対応を考えてございます。実際、さっきの分娩とも絡んでくるんですけども、子育てという計画の中でもちゃんとということはやるんですが、なかなかちょっと人材がというところと、職員が急になつたところで、ちょっとその辺の対応で保護者に負担を強いてしまったということは事実でございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） いいですか。今後のことについては、見通しというか、まだこの状況が続くということありますか。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 申し訳ないです。そうですね、今後とも、職員の採用がなければ、会計年度だけではなかなかちょっと責任とかもありますので、今後もまたご相談させていただく形になると思いますので、人材、顕著に保育園のほうは出ていますね。ただ、子供たちのためにはいろんな策は考えていきたいとは思ってございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 関連ですけれども、今回の件、我々が知ったのが、住民から問合せ的なことがあったから初めて知ったという状況なんですが、今回の件はかなりある意味重大な問題なのに、なぜ執行部側から事前に議会のほうにお話がなかったのかというの非常に問題があると考えております。

島外出産の件に関しましても、出し方の順番が逆だったんじゃないとか、そういった面も含めて、住民向けもそうですし、あと議会向けにもできるだけ早く、こういった重大な問題というのはご報告いただいて、共に議会のほうでも何らかの対応ができないかとか、そういったご提案を差し上げることもできるかと思いますし、住民は当然、そういった内容というのは議会は把握しているという前提で考えていらっしゃるので、その情報の齟齬が生じると、住民と議会、それから住民と執行部、執行部と議会との関係にも影響しますので、今後はこの件に限らず、できるだけ早めに、こういう不安が生じそうだというような段階でお話をいただきたいのと、今回の件で言うと、今は週1ですけれども、このままだと既存の調理員さんとかへの負担がさらに高まっているという話になってくると、もしかしたらその方たちもそういう話になれば、それこそ週1では済まないような状況も考えられるかと思いますので、ぜひとも処遇面等も含めて、これは以前、保育士のことでも申し上げましたけれども、調理員さんの正職員だけではなくて、会計年度任用職員さんの処遇も含めて、そういうこともきちんとえていただきたいですし、また、勤務状況はどうなっているのかとか、例えば採用時にどういった形で採用を行っているのか。きちんと労働内容といいますか、どういったことをやっていただくというのをきちんとお話をいただいて、そこで納得いただき入っていただいているのかとか、そういったことをかなり細かくやっていかないと、お互いの擦れ違いの中で、なかなか定着していただけないというようなこともあるかと思います

ので、そういった点を今後の対応に含めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 議員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後は素早く相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、議事を進行いたします。

それでは、今度は28ページの労働費から35ページの土木費まで、お願ひします。28から35ページ、質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 31ページなんですが、31ページの産業・観光再建支援金、これが農業者分が6,000万円、水産業者向けが1,500万円、商工業者向けが9,000万円。これは1事業者に対して30万円の支援をするという、その事業と考えていいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） そうです、30万円です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 大きな事業者、事業所、小さな事業者、いろいろあると思うんですけども、一律30万円ということなんでしょうか。

それと、その事業者が町に事業所として登録している事業者に対して、網羅的にそういう支援ができるということでいいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） そうですね、一応八丈にあるところで、確定申告をちゃんとしているとか、そういったことで幅広くと考えております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 大きな事業所と、本当に個人でやられている方というと思うんですけども、その30万円というのが、大きな事業所に対しては物足りないというか、そういうのはあるかもしれませんけれども、その辺はもう納得されるんでしょうかね。その辺はどうですか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 確かにおっしゃるとおり、会社の大きさとかあるんですけれども、コロナのときに倣ったという言い方はちょっと語弊があるかもですけれども、同じようにもう一律でということで考えております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、私がよく理解していないんだと思うんですけれども、今このところで、商工振興費のところの9,000万円なんですけれども、これって東京都の地域企業再建緊急特別雇用支援事業も含まれているんですかね。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） それは含まれておりません。東京都のやつは東京都のほうで、町のほうはまだ。先ほどの説明でもあったんですけれども、今後もしかしたらプラスである場合は専決かなんかで考えております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、議事を進めます。

35ページ、土木費までの質疑を終結します。

続いて、35ページの消防費から予算書の最後49ページまで、35から49ページまで質問ございますか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、43ページの委託料のところ、歴史民俗資料館の委託料の駐車場整備委託料とあるんですけども、私の車は軽自動車なんですけれども、軽自動車のところに置くとなると、あの線からはみ出すという。線を変えるということでこの金額なのかなと思うんですけども、違いますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） すみません、ちょっと軽自動車用の駐車場が小さいというようなご要望はいただいております。

今回の駐車場の整備は、駐車場の前の注意喚起の看板のほかの整備を行うためということで、小さいというふうにおっしゃられていたその線の拡大というのはまだないです。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） なるべく早く線を変えていただければなというか、隣で見ていて危な

い人というか、線の中に入れようとして頑張っちゃうとぶつかっちゃうよねと思うので、なるべく早く変えていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 皆さんのお声を聞いて、検討してまいりたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（淺沼隆章君） 44ページで11款5項なんですけれども、海・山・暮らし館の土砂撤去委託料が出ていますけれども、こちら土砂を撤去するということでお伺いしているんですけれども、こちら土砂を撤去した後に、中をまた海・山・暮らし館として利用していくつもりでの土砂撤去なのか。それとも、この事業をもう一度やめてというのも変ですけれども、一度中断して、取りあえずは土砂を撤去するというお話で進むのか。何かそういう方向性がもしあるのであれば、教えていただきたいんですけれども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらの予算は一旦、土砂がもう入り込んでいるので、その土砂撤去を行うといった費用になっています。また、この土砂の中には、住民にとっては結構思い入れがある備品というのが含まれているので、そういうのを取り出しながら、重機を使うので、細かい部分まではちょっとといかないかもしれないんですけども、できる限りそういう思い入れの品を出しながらの土砂撤去という予算となっております。

施設の方向性なんですが、まだ決定はしておりません。なので、これから住民の皆様といろいろ協議を重ねて、住民の意向とか聞きながら、再開するのか、壊すのかというところは判断していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） それでは、3番。

○3番（奥山幸子君） 37ページのホームステイ事業なんですが、これ減額されているので、これ中止するんですか。今後の事業の展開はどうなるのか、教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今回のホームステイの金額の減額は実績のものです。

今後なんですけれども、今後についてはちょっと、ホームステイというところは検討をしてまいりたいと思っています。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） じゃ、この事業を中止するということもあり得るんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今、令和7年度に新1年生が2名入ってまいりまして、今現在3名の生徒さんを受け入れています。1名は3年生でもうすぐ卒業ということで、この1年生が卒業までというところは継続してまいります。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） 恐らく来年度の受入れはもう完全になしで、再来年度も今のところ町の方針としては受け入れないという認識ですか、今の回答ですと。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 先月、町の教育課と企画財政課と一緒に、政策会議にこちらの案件を上げさせていただきまして、今後のホームステイというか、島外受入れの生徒についての方向性を町長と一緒に検討していったところ、このホームステイという今の受入れ方法について、いろいろと懸念事項があつたりですとか、また、受入れ先がないと募集ができないというところでいろいろと、もちろんメリットもありましたし、デメリットのほうもあったと思うんですけども、こちらを今後は企画財政課のほうでやっている移住・定住促進事業、こちらと絡ませて、お子さんのあるご家庭が移住してきた際にそちらを充実させるというところで検討をしているところです。

○議長（山本忠志君） 9番。

○9番（浅沼碧海君） ご回答ありがとうございます。

何となく町の方向性は分かるんですけども、ホームステイはなしで、恐らく寮の検討も今は多分考えておられないと思うんですけども、町としては家族連れというお気持ちすごく分かるんですけども、でもそこには何かやっぱりかなり可能性としては限られる、来たいと思っている人が限られる気がして、やっぱり子供だけでも来られるような仕組みのほうが、僕は未来の八丈島にとってはいいのではないかと個人的には思っているんですけども、今のところ八丈島はそういう方向性ではないという認識ですかね。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 今、全国でいろいろな自治体のほうで受入れ事業をやっていると思っています。また、東京都の島嶼部でも大島さんのほうで寮を建設したりということで、いろいろと力を入れているところではあると思うんですけども、やはり町としては、もちろんそういう新しいお子さんを受け入れて活性化というのも大事なところですけれども、

町全体を総合的に判断して、よりよい方向で考えていきたいと思って、今の方針でいきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） 5番、よろしいですか。

○5番（山下則子君） 今の課長のお答えだと、ちょっと私の頭で理解できないんですけども、もうホームステイはやめて、寮も考えていない、そういうことですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 寮の建設はまず考えておりません。また、先ほども申し上げましたけれども、ホームステイの今のような受け入れというのは、町としても、また担当主管課としてもちょっと難しいのかなと思っております。

○議長（山本忠志君） ほかよろしいですか。ちょっと待ってください。

企画財政課長、補填があつたらどうぞ。

○企画財政課長（金川智亜樹君） では、ホームステイ制度のこの間11月に政策会議を行っています。この離島留学という言葉が離島振興法の中でも定着してきている中ではあるんですけども、10年近くたって、いろんな検証が実際行われています。多分、今一番進んでいるのが長崎県だと思うんですけども、多分県でやっていると思います。また、死亡事故が起きたりとか、なのでいろんな検証が行われている中、そういったものも我々情報を集めまして、今までやってきた、町が行ってきたホームステイ制度の情報とかいろいろ集めまして、どうしたらいいんだということで、我々、第2回の議会定例会でお示しさせていただきました人口に対する考え方。一部分だけで人口が増えないよということから、ちょっと教育委員会と企画財政課で連携しまして、どうしたらいいんだろうということでいろいろ考えさせていただきました。

その結果、よりいい方向に持っていくために、まだ今、高校生、八丈高校だけの話題になっていますが、先ほど学校の審議会もあるように、中学生も足りません、小学生も少なくなっています。こういった状況をどう打破していくのかと複合的に考えた結果、家族留学制度というのがもともとあります。ホームステイ制度と家族留学制度というものがあります。こちらの家族留学制度に我々八丈町は切り替えて、小・中学校も含めた、小・中・高校を含めた家族留学制度を推進していくこうということで、ちょっと政策提案をさせていただいています。

これ併せて、まだ学校だけじゃないんですけども、今お仕事掲示板、我々、先ほど調理員の話もありましたけれども、島内各事業所がもう扱い手不足で、お仕事掲示板の掲載数も

どんどん上がっています。移住支援金の拡充も国が行っている中なので、そういったものも活用しまして、そういったところに、例えばお母さんと来るときにお母さんが働いてくれる。移住支援金で18歳以下にまたプラス100万円とかという事業を拡充していますので、そういった事業をもうもろ集めて、家族留学というものを推進できないかなというところで、ちょっと方向転換させていただこうかなと。

ホームステイ制度を数字的にいろいろ見てみると、ほかの島やってはいるんですけども、じゃ人口的に増えているのか、その学校の生徒数って伸びているのかとかという数値も我々細かく取った結果、ちょっとどうなんだろうというところで、卒業率も60数%しかないで、そういった部分も、今までやってきたデータと合わせまして、よりいい方法、八丈島に合った、人口の課題だったり担い手不足の課題とか含めて、総合的に何が一番いいんだろうといって考えた結果が一応家族留学という形になります。

こちら、また空き家の対策とかも絡めていきたいので、これからまた東京都さんといろいろ調整して、その受入れ体制というのをどんどん我々で強化したいと考えていますので、いろんな事業を絡めて、ぜひ八丈島で子育てしませんかということでアピールできる町にしていければいいかなということで、ちょっと今回思い切って変更しようということで、チャレンジさせていただきたいなと考えております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 9番。

○9番（浅沼碧海君） すみません、関連で。町の方針すごくよく分かりました。ありがとうございます。

ただ、ここ八丈島ですけれども、八丈関係なく、子供たちの未来というところで考えると、僕は東京都として、八丈や伊豆諸島に対して離島留学をするという選択肢ってすごい魅力的だと思っています。それは多分、八丈島に来た親や子供たちも多分思っていることだと思っています。

八丈島の方針は分かるんですけども、今現状、ホームステイ制度が受入れ側に対してかなり厳しい、金額的にも。だから受入れ側が少ないと一方あると思うので、その辺について八丈町がどう考えているのかというのと、今、八丈島の話だと思うんですけども、伊豆諸島のほかの島々とのそういったところで話合いや連携等があれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） まず、ホームステイの受入れ先の金額については、昨年度、金額は1万円上げさせていただきました。

また、ほかの島との情報交換等については、教育課の事務局としては、ほかの島との教育委員会の事務局と情報交換等は行っております。その中で、島の名前はちょっと伏せさせていただきますけれども、島外留学が増えて、逆に島内の生徒さんが転出するという傾向があったという島もありましたし、あと、もちろん生徒数は増えてというところはあるんですが、またそれにちなんでいろいろな問題があるというところも伺っております。

それから、やはり寮については箱物というところで、こちらについてはまだこれからというところなんですが、自治体の負担というのはかなり大きいというところで、また、そのお子さんを見る方、そちらの問題についてもいろいろと全てうまくいっているということではないということで伺っております。

○議長（山本忠志君） ちょっとこれは、今まで東京都を巻き込みながら離島留学でずっとやってきた町の進め方があったと思うんですけれども、僕はこの話を初めて今日聞きまして、ちょっと町の大きな変換点というか、シフトチェンジにかかっているような気がするんですが、これ教育課長あるいは企財の課長さんだけじゃなくて、例えば町長さんなり副町長さんなり、こういった町の進め方についてどのような考えを持っておるか発言したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

町長。

○町長（山下奉也君） 方針転換といいますか、そういうことで考えていきたいんですけども、今まで実績として、本当に議員さん、幸子先生もですけれども、巧さん、議員さんが頑張って卒業させて、実績としてうちの職員にもなったという実績もございますけれども、やはり寮を造っても面倒を見る人、今、碧海君らが移住・定住の関係で頑張っていますけれども、相当負担になっているということを伺っています。

そういう中で、高校生だけでなく、先ほど財政課長が言いましたように、小学校、中学校から家族を呼んでという形で進めていきたいなと。やはり住民、住民というか、見る人の負担というのが一番、町で考えてやっていくのが非常に難しい部分がございます。自分の子供でも365日見るのはなかなか大変ですね。

そういう意味で、町全体がそういう雰囲気になればいいんですけども、まだそういう雰囲気でもない。人口規模としても、まだ中途半端ですしあれなんですけれども、2,000人とか1,000人とかになってやっていくという現状が出てくれば、町として、みんなが盛り上げて子供を育てていくという考えになると思うんですけども、町だけが音頭を取って、なかなか住民がついてこないという施策の中で非常に難しい点があると思うんです。実際、青ヶ

島も小学校入れましたけれども、結局、小学校を卒業しないで辞めて島外へ出ちゃうという、そういう現状もありますので、そういうのを見ると、担当課が非常に重荷になっているという部分がありますので、そういう部分も考えて、やっぱり保護者がついてきて雇用が生まれて、島で小学校から育っていくというのがベストじゃないかなという気がしまして、そういう方針に転換していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君）　この件、よろしいですか。

9番。

○9番（浅沼碧海君）　町長、ご回答ありがとうございます。

すごくいろいろ思うことはあるんですけれども、やっぱり今の現状だと制度が厳し過ぎると思っていて、やっぱり受入れ側はおっしゃったように今負担にしか、負担にしかというのはごめんなさい、言葉が。負担が結構大きいのは、自分もやっていてそう思います。

ただ、この制度が、もう少し例えば受入れ側に利益が出るようなくらい支援が出るんだったら受け入れたいという声は聞いていて、人口減少で子を持つ親の方たちもやっぱり心配している声もあると思うので、その制度を変えて受け入れていこうという方針は、今は八丈島はないかもしれないんですけども、やっぱりそれぐらい制度の変更って難しいものなんでしょうか。

○議長（山本忠志君）　町長さん、いいですか。

○町長（山下奉也君）　制度の変更というか、東京都のホームステイの委託料、あれは本当に安いとは思っております。そういう中で、ほかの島もそういう中でやっている現状もあります。

そういう中で、ホームステイを商売として町がやっていくのかということは、そこは判断していかないとかなと思います。先ほど言いましたように、人口がそこまでせっぱ詰まっていない。この制度に私が飛びついたのは、早くそういう危機感を住民が持ってほしいという意味から、この制度を受け入れてきたんですけども、そういう雰囲気までまだ住民が盛り上がっていないという部分を勘案していただきたいなと思います。

ですから、私いつも言っていますけれども、そういう本当に商売としてできる範囲がある、それだったらいつでも寮は造ると言っていますので。ただ、寮を造って、それじゃそれを見れる人が本当にいるのかと、そこが私疑問で、なかなかすぐに飛びつけないという思いがあります。そういう部分も含めて考えていくべきと思っております。

○議長（山本忠志君）　今の件ですか。

(岩崎議員「はい」の声あり)

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今、留学の関係ですけれども、ここの場に高校の関係者は誰一人いないですよね。八丈学に参加している方はいらっしゃるかもしれない。でも、私が思っている離島留学の理想の形というか、例えば八丈高校じゃなきや学べないことを学びたいから来るみたいな、そういうふうなプロセスというか、そういうような発信力があったらすごいいいなと思っていました。例えば、今年の1年生には、写真甲子園でいい成績を残している学校だから、この八高で写真を学びたいと言ってきた人がいたそうです。今もいるかは分からぬですけれども、いるそうです。

そういうた、例えば海士町なんかは離島留学がすごい有名だけれども、あそこはもう進学校ですごい有名なんですね、島前高校。だから、そういうような八丈高校の魅力と、町の教育委員会との連携というのがもっと見えてくれれば、よりよいのかもしれないんですけども、ここで高校生の関係者がいない中でこの議論というのは、もうちょっとそういう八丈の魅力、八丈高校の魅力ですね。今、一生懸命魅力プロジェクトやっているんですけども、それが八丈高校の生徒にとってよいものかとか、そういう検証もしていかなきやいけないんですけども、このあたり教育長に聞いていいですか。

○議長（山本忠志君） 教育長。

○教育長（大澤道明君） ありがとうございます。

実は、まず現状を知っていただきたいんですが、現中学校3年生が島外への受験を考えているというのが1割ぐらいいるんですね。それは私が校長になったときに比べたら大分多いんですよ。

この間、校長会のほうにも東校長先生が出席されていたので、私は第一次産業が大事だと思っていて、園芸・家政科を特化して、ちょっと魅力を外に出さないかというお願いもしたところなんです。八丈高校のほうでいろいろと、町立学校もしくは町のほうの、この間も図書館のほうに寄贈本を10冊頂きました。いろんなものでいいことをやっているんですね。そういうた魅力も含めて、ちょっと八高のほうとも話合いを持って、魅力発信制度みたいな何かをつくりたいなと思っているところです。東先生にもお願いしながら、島の中学生がいかに八高を選べるのか、そういうのを自ら考えるようなものがやっぱり人口、先ほどの何名かよくても、もちろん魅力はあるかもしれないんですけども、15人外に出るというのが五、六人になれば、もっと島に子供たちが来るわけで、高校生も増えるわけで、そちらにちょっと

力を入れていきたいなというのが私の今の私見です。

以上です。

○議長（山本忠志君） 関連ですか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今回の件も、それなりに大きな問題だと考えていますので、先ほどの保育園の件と絡むんですけれども、やはりある程度方向性を執行部内で変えていくという段階になった時点で、やはりこの件も事前に議会のほうに情報を提供していただきたいと。当然ながら、まだ確定ではないので、我々に対しても、住民に対しては部外秘という形で必ず守ってくださいとお約束をした上で、ある程度方向性はこう考えていますというのを出していただければ、例えば今回の件で言えば、来年度の予算編成のときに、これまでの事業をこう変えていく予定ですか、そういうものを中に入れていただいて。そのときに初めて聞くと、なかなか考えることも難しいので、事前にそういった情報を前倒しで提示していただくということをやっていただければ、もう少し建設的なやり取りができるんじゃないかなと思うので、それをお願いしたいと思います。

急に、ここで今この話をしても、なかなかそれぞれの主張が行ったり来たりするだけになるので、結果として、来年度の予算案でその部分をどうするかというところの議論になっていくと思うので、それまでにできるだけ今考えている方向性で、おっしゃっていたメリット・デメリット等も整理した上で事前に資料を頂いて、より建設的な議論を進めるというようなことをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 大体今の話でまとまったんじゃないの。町長をはじめ町の考え方、それから議員の考え方もあるし、都立八丈高校の考え方もあるし、それから移住・定住という違った側面からのアプローチもあるでしょうしね。これらを総合的に判断して進めていくのがいいと思うんですね。真田議員がまとめてくれたような方向でいかがですか。ちょっとここで、こういうふうな方向という結論はまだ出さないでおいてね。もうちょっと詰めてからのほうがいいんじゃないかと思うんですけども、議員の皆さんいかがですか。

（「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） じゃ、この話はこのぐらいで閉じたいと思います。

別件ですか。

7番。

○7番（沖山 昇君） ページ数で38ページ、小学校費の学校管理費の中の14工事請負費です

ね。町営小学校、これ多分町立小学校ですかね、町営小学校となっていますけれども、屋内運動場の改修工事、これで1億円の減額になっているのは、これ入札差金でしたっけ。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 不用額と、あと変更です。こちら三根小学校、ちょうど7番議員から1年前でしたっけ、ご要望のあった三根小学校の屋内運動場の屋根の防水工事の関係になります。こちら防水塗装のほうはしますけれども、ちょっと外壁のほうは今回見送させていただきます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○7番（沖山 昇君） 設計を変更したということで、入札をされたでよかったんですか。分かりました。

○議長（山本忠志君） ほかに。

6番。

○6番（金川孝幸君） 1点だけ確認させてください。44ページ、災害復旧費、14節の町道の復旧工事、これ6路線の町道の復旧工事というふうに説明があったと思うんですが、そのほかも被害が相当あると思うんですけれども、ほかの道路はどうなっているのか。取りあえずこの6路線を優先してやるということなのか。その辺を教えていただけないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 今、災害の復旧に向けて、国の補助金を得るための査定を受けるための準備を受けている最中でして、取りあえず全体としては22工区、22か所の復旧工事箇所を予定しております、基本的には来年度に入ってから順次詳細設計を行って、でき次第、工事発注をしていくというような予定ではあります。今6路線というふうには言ってはいるんですけども、これから詳細設計をして、まとまり次第発注していくということなので、あくまでも今被害がひどいところを早期に発注したいという思いで6路線を上げているというところです。

ですので、全体としては今22か所予定しております。今年度と来年度かけてというところです。軽微なところもあれば、結構大規模なところもあるので、今回ちょっと大規模なところが多かったので、この金額。この金額もあくまでも概算の概算で出しているので、実際これぐらいで済むかどうかも分からないし、6路線が発注できるかというのもまだ分からないというような状態です。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第68号 令和7年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

ここで、10分間休憩に入ります。2時30分から再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時30分）

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 日程第14、議案第69号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） それでは、データ番号14をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第69号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和7年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,059万8,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（菅原宏幸君） はい。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

それでは、歳入になります。

4款2項国庫補助金24万6,000円の減。これにつきましては、補助金の交付決定により減となります。

8款1項一般会計繰入金63万2,000円。給与改定による一般会計給与の繰り出しとなってございます。

補正前の額11億6,021万2,000円、補正額38万6,000円、計11億6,059万8,000円。

下のページになります。

歳出になります。

1款1項総務管理費63万2,000円。給与改定に伴い、職員手当等の増額となります。また、8番に関しまして、不用額となりますので24万円減してございます。

5款3項包括的支援事業・任意事業費24万6,000円の減。地域包括支援センターの前期の実績により、減するものとなります。

補正前の額11億6,021万2,000円、補正額38万6,000円、計11億6,059万8,000円となります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

介護保険特別会計補正予算からは、これからはまとめて質疑をお受けいたします。

それでは、質問はございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 今年度、初任者研修をやる予定だったのが中止になっちゃって、それはどうなっているんですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 中止ではございません、今動いています。業者も決まりまして、今調整していまして、本年度は一応やる予定となってございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 人数は何人、10人でしたっけ。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） そうです。10人ですが、今のところ五、六名を予定してございます。

以上です。

（奥山議員「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今の関連で、今回めでたくやれるようになったという話ですけれども、それは入札金額が上がったからなのか。この前の話ですと、制度面でも何か難しいかのようなお話もあったので、何が解決したので、今回できるようになったんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 一応、都の入札でございまして、一応うちのほうが、すみません、詳しくは聞いていないんですが、一応もう業者も決まりまして、先月ですか、うちのほうと打合せはしてございます。場所と、あと貸出し等も一応いろいろ打合せは、島内でできるような形で動いてございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

町長。

○町長（山下奉也君） さっき行政報告でやって、出産のことも言ったんですが、このお願いに行ったので、その中身で予算を東京都が柔軟に入札、落札できなかったという部分を柔軟に見て、その予算の範囲でできるということで実現しました。

○議長（山本忠志君） お疲れさまでした。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第69号 令和7年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、議案第70号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号15番の3枚目、1ページをお願いいたします。

議案第70号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和7年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ164万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,905万5,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（小野高志君） はい。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、説明いたします。6枚目の4ページをお願いいたします。

歳入について、説明いたします。

まず、3款1項都補助金20万5,000円の増。区市町村支援事業補助金、健康診査費用分の増額でございます。

続いて、4款1項他会計繰入金のうち、一般会計繰入金131万2,000円の増。給与改定に伴う職員給与費等の繰入金でございます。

続いて、6款4項受託事業収入12万4,000円の増。健康診査に係る受託事業費の増額でございます。

以上、歳入合計、補正前2億5,741万4,000円、補正額164万1,000円の増、合計2億5,905万5,000円となります。

続きまして、下の5ページをお願いいたします。

歳出について、説明をいたします。

1款1項総務管理費のうち、一般管理費117万5,000円の増。主に給与改定に伴う職員給与

費等の増額や、システム改修委託料の増額でございます。

続いて、4款1項保健事業費のうち、健康診査費32万9,000円の増。健康診査実施後の実績に伴う経費の増減によるものでございます。

5款1項償還金及び還付加算金のうち、保険料還付金13万7,000円の増。過年度分保険料返戻金の不足分の増額でございます。

以上、歳出合計、補正前2億5,741万4,000円、補正額164万1,000円、合計2億5,905万5,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第70号 令和7年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、議案第71号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号16番をお願いいたします。

3枚目の1ページとなります。

議案第71号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和7年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,604万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,210万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（小野高志君） はい。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、8枚目の6ページをお願いいたします。

歳入について、説明をいたします。

3款1項国庫補助金のうち、子ども・子育て支援事業費補助金60万5,000円の増。これは、子ども・子育て支援金の上乗せ徴収に向けたシステム改修費用の国庫負担分の予算計上でございます。

続いて、4款1項都補助金のうち、保険給付費等交付金2,395万円の増。高額療養費の給付に伴う交付金の増額でございます。

続いて、6款1項他会計繰入金のうち、一般会計繰入金148万6,000円の増。給与改定に伴う職員給与費等の繰入金でございます。

以上、歳入合計、補正前11億1,606万3,000円、補正額2,604万1,000円の増、合計11億4,210万4,000円となります。

続きまして、下の7ページをお願いいたします。

歳出について、説明をいたします。

1款1項総務管理費のうち、一般管理費209万1,000円の増。主に給与改定に伴う職員給与費等の増額や、システム改修委託料の増額でございます。

続いて、2款2項高額療養費のうち、一般被保険者高額療養費2,395万円の増。こちらは病気の治療に伴いまして、1か月100万円を超える高額なレセプト事案となる被保険者が複数いらっしゃいまして、これに対する高額療養費の給付のため予算を増額するものでございます。

以上、歳出合計、補正前11億1,606万3,000円、補正額2,604万1,000円、合計11億4,210万4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第71号 令和7年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、議案第72号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号17番をお願いいたします。

水-1ページをお願いします。

議案第72号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算（第5号）。

総則、第1条、令和7年度八丈町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課主幹（岡野豊広君） はい。

次のページお願いいたします。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水-8ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益3,000万円の減。水道料金の減です。

2項営業外収益、1目他会計補助金3,000万円の増。他会計補助金、一般会計補助金の増です。一般会計から先ほど説明ありましたとおり、水道料金無料期間をさらに延長し、代わりに一般会計補助金を収入とするというものになります。

続きまして、4目消費税及び地方消費税還付金2,727万3,000円の増。消費税還付金となります。

続いて、支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用636万4,000円の減。

4目業務費、5目総係費ともに人件費に係る補正となりますけれども、4目業務費では3名分予算を確保していたところ、現状2名の配置となっておりますので減額となっております。

続いて、2項営業外費用7万4,000円の増。企業債利息となります。企業債利息の実際の利率が想定より高かったため、増というふうにしております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入。

1款資本的収入1億円の増。災害復旧事業に対して企業債起債が可能ということで、1項企業債で4億円の増、逆に3項他会計補助金は3億円減というように財源更正、財源の調整を行っております。

続きまして、支出です。

1款資本的支出85万6,000円の増。こちら人件費に係る補正となります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第72号 令和7年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、議案第73号 令和7年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、病院事務長補佐。

○病院事務長補佐（菊池裕介君） データ番号は18番をお願いします。

18番の病-1ページをお願いします。

議案第73号 令和7年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則、第1条、令和7年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○病院事務長補佐（菊池裕介君） はい。

次のページへいっていただいて、令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

続きまして、病-7ページ目をお願いします。

債務負担行為に関する調書。

事項、令和8年度町立八丈病院建物管理業務委託。限度額4,000万円。当該年度以降の支払義務発生予定額、期間、令和8年度、金額4,000万円。

続きまして次のページ、病-8ページをお願いします。

令和7年度補正予算実施計画明細書、資本的収入及び支出の収入。

1款1項企業債1,500万円の増。

続きまして、5項国庫補助金3,194万4,000円の増。医療施設等災害復旧費補助金にて、先ほどご説明しました工事費用の3分の2が補助されることが見込まれており、計上しております。

以上となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ござりますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第73号 令和7年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第19、議案第74号 令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号19をお願いいたします。

浄-1ページをお願いいたします。

議案第74号 令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和7年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課主幹（岡野豊広君） はい。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

浄-7ページをお願いいたします。

令和7年度補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入。

1款浄化槽設置管理事業収益、2項営業外収益9,000円の増。消費税還付金の増となります。

続いて、支出です。

1款浄化槽設置管理事業費用、1項営業費用、2目総係費423万7,000円の増。こちら全額、

人件費に係る補正となります。経理係職員が欠員状態となっておりましたけれども、10月より欠員補充されたことで増額となっております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第74号 令和7年度八丈町淨化槽設置管理事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

○議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第20、議案第75号 八丈町監査委員条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号の20をお願いします。

議案第75号 八丈町監査委員条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査にあたり、実施期日の変更を定める一部改正を行う必要があるため、本案を提出する。

次のページをお願いします。

八丈町監査委員条例の一部を改正する条例。

八丈町監査委員条例の一部を次のように改正する。

第3条1項中「毎年10月これを行う」を「毎年監査委員が定める期日に行う」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 議会事務局長から説明がございます。

○議会事務局長（高橋太志君） すみません、本条例の内容について、私のほうからご説明いたします。

八丈町監査委員条例の定期監査として、第3条に、「地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査は、毎年10月にこれを行う」とうたっております。しかし、今回のように、10月に災害に見舞われた場合や、あと町議会の改選の年には、10月に実施をすることがなかなか困難になってきますので、そういうところを鑑みまして、このような条例改正をしたいと考えております。

監査は、毎年当初に年間の監査計画を作成し、同計画にのっとり実施しております。条文中のこういった改正をすることによりまして、実施期間は監査計画の中で柔軟に対応したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第75号 八丈町監査委員条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第21、議案第76号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号の21をお願いします。

議案第76号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員法第14条及び第59条の規定により、人事院による公民給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町職員の給与について同様の措置を講ずるために条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

それでは、次のページをお願いします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

今回の改正は、令和7年8月の人事院勧告に基づき、町条例の改正をするものです。また、令和7年度から導入した地域手当について、段階的にその率を引き上げることから、令和8年度に適用する率を設定するため、町条例の改正をいたします。

職員の給与に関する条例の一部改正については、行政職給料表及び医療職給料表を4月1日に遡及して全面改正します。平均4%の増になります。金額としては、若年層の上昇幅を手厚くしてございます。期末手当の支給月数を、令和7年12月支給分として年間0.025月分増、勤勉手当の支給月数も、令和7年12月支給分として年間0.025月増、合わせて0.05増になります。年間では、0.05増の4.65月数になります。

そのほかでは、宿日直手当の支給限度額と通勤手当の支給額を、4月1日に遡及して改正いたします。そして、地域手当の率を令和7年度は6%でしたけれども、令和8年度から11%に引上げをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第76号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第22、議案第77号 八丈町町税条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（山下 進君） それでは、データ番号22をお願いします。

議案第77号 八丈町町税条例の一部を改正する条例。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

天災その他特別な事情がある場合等の、町民税の減免について定める必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。

八丈町町税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容について説明します。

災害減免についての改正となります、固定資産税についてはこれまで災害減免の規定がありました、町民税にはこの規定がないため、10月8日に遡って規定を追加するもので

す。

また、昨年の町税条例の改正で、被災等の状況が明確に把握できている場合には、職権での減免ができる規定が追加されていますので、被災者生活再建システムを用いて、申請を待たずに職権での減免対応を行っていきます。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月8日から適用する。

説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ござりますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第22、議案第77号 八丈町町税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第23、議案第78号 八丈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号23番をお願いいたします。

議案第78号 八丈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方税法等の一部を改正する法律により、電磁的記録を用いた公示送達の方法が整備されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、今回の条例改正について概要を説明いたします。

公示送達の方法について定めました第7条の改正でございます。従来、町の設置する掲示板に掲示して行っていた公示送達を、インターネットを利用する方法により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示板に掲示し、または八丈町の事務所に設置したパソコン等の画面を閲覧することができるようすることによって行うこととするものでございます。

なお、附則として、この条例は、政令で定める日から施行し、それ以前までのものについては従前の例によります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第23、議案第78号 八丈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決いたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第24、議案第79号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合規約の変更についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号24をお願いします。

議案第79号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合規約の変更について。

上記議案を提出する。

令和7年12月15日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第286条第1項の規定により、東京都知事の許可のあった日から、東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務を変更し、東京都島嶼町村一部事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、協議する必要があるので、本案を提出します。

それでは、次のページをお願いします。

東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部を変更する規約。

東京都島嶼町村一部事務組合規約の一部を次のように変更するということで、第3条第10号を次のように変更するということで、10番、介護保険業務なんですけれども、現在共同で実施している業務が賦課と収納と報告になっておりますけれども、ここに共同で実施する業務の中に、資格、滞納、受給者、認定に関することも業務として追加されます。

また、別表についてなんですけれども、こちらは共同する事務のほうで、一番上の第3条第8号に関する事務につきましては新島村が抜けまして、第3条第9号から第11号に関する事務については、御蔵島が加わったということの変更になります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第79号 東京都島嶼町村一部事務組合の共同処理する事務の変更及び東京都島嶼町村一部事務組合規約の変更については、原案どおり可決いたしました。

◎発議第8号の上程、説明、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第25、発議第8号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法において災害対応施策の具体化を求める意見書を上程いたします。

提出者、1番、真田幸久君、ご登壇願います。

（1番 真田幸久君 登壇）

○1番（真田幸久君） 発議第8号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法において災害対応施策の具体化を求める意見書。

上記議案を八丈町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年12月15日、提出者、八丈町議会議員、真田幸久。

賛成者、八丈町議会議員、淺沼隆章、同奥山幸子、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同沖山昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。次のページをお願いいたします。

意見書の名前は長いので、省略させていただきます。

こちらの意見書の趣旨でございますけれども、それについてまず述べさせていただきます。

我が国の有人国境離島地域は、領海・排他的経済水域等の保全にとって極めて重要な地域である一方、地理的条件から台風・地震・津波・豪雨等の自然災害リスクが全国的にも高く、ひとたび災害が発生すれば、本土からの交通・物資供給ルートが途絶し、復旧・復興が長期化する傾向にある。

現行の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法は「特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持」を目的としており、継続的な居住が可能となる環境整備のため、運賃低廉化、物資費用負担の軽減、雇用機会の拡充等の施策を講じている。しかし、これらの施策は通常時の環境整備を前提としており、災害による地域社会維持機能の喪失を想定した対応が明示的に規定されていない。

近年、地球規模での気候変動に伴い、自然災害は激甚化・頻発化の傾向にあり、有人国境離島地域においても台風による全島断水、こちらは今年の八丈町を示している内容でございます。それから、豪雨による孤立など、重大な被害が相次いでいる。加えて、有人国境離島地域は高齢化率が高く、人口減少が進んでおり、一度の大規模災害により地域社会の維持そのものが困難になるリスクが増大している。

有人国境離島地域の「地域社会の維持」を実質的に確保するためには、通常時の施策充実に加えて、災害発生時における迅速かつ的確な支援体制の整備が不可欠である。

よって、本議会は、政府および国会に対し、以下の措置を講じるよう強く要望する。

この項目、6項目ほどありますけれども、その内容については、賛成者がほかの議員全員になっておりますので、省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月15日、東京都八丈町議会。

衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）殿。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第25、発議第8号 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法において災害対応施策の具体化を求める意見書は原案どおり可決いたしました。

◎承認第21号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第26、承認第21号 議員の派遣承認についてを上程いた

します。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩に入ります。

(午後 3時14分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 3時17分)

○議長（山本忠志君） 日程第26、承認第21号 フリージアまつり表敬訪問については、5番、山下則子君、6番、金川孝幸君と私を含め3名を派遣することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第27、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第27、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第28、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第28、経済企業委員会の特定事件の調査

活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第29、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第29、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第30、議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第30、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、令和7年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月15日

議長　　山本忠志

署名議員　　金川孝幸

署名議員　　沖山昇